

令和 6 年 度 版

(令 和 5 年 度)

豊川市の清掃事業

豊川市産業環境部清掃事業課

環境宣言に関する決議

清らかな空気、きれいな水、豊かな緑など自然環境は、人間をはじめ地球上に生きるものすべての命の基盤である。

私たちは、豊かな環境の恵みに支えられて生活を営んできた。

しかし、近年、生活様式の変化や事業活動の拡大による資源・エネルギーの大量消費、国土の開発に伴い、大気汚染、水の汚濁、緑や野生生物の減少、地球の温暖化など地球規模で環境が損なわれ、私たちの子孫の生活が不安なものとなり、すべての生物の生存基盤が危ぶまれている。

私たちの住む豊川でも、都市化の進展や産業の集積に伴い、恵み豊かな環境を将来にわたって維持することが次第に難しくなってきた。

それだけに今、私たちには、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、調和のとれた都市環境、地球環境をつくりあげていく責務がある。

そのためには、潤いと安らぎのある快適な環境の創造に向けて、市民、事業者、自治体が協力しあい、自然保護・環境の保全、省資源・リサイクルを推進し環境にやさしい地域にすることが必要である。よって本市議会は、環境と共生するまち豊川を実現するため、ここに環境宣言を行い、環境・資源・エネルギーの先進自治体として、かけがえのない地球環境を保全する取り組みを積極的に推し進めるところを期するものである。

右、決議する。

平成七年九月十八日

はじめに

私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていなければなりません。

このような認識の下に、私たちはそれぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる都市環境を実現するために、本市では、平成21年3月に「豊川市環境基本条例」を制定しました。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人との共生していくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

(基本方針)

第8条 市は、接続可能な社会づくりを実現するために、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(4) 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

目 次

I 豊川市の概要

1	概要	7
2	位置及び地勢	7
3	人口と世帯数の推移	8

II 清掃事業課の概要

1	組織・事務分掌	
(1)	組織及び人員	9
(2)	事務分掌	9
2	清掃関係収支状況	
(1)	清掃費決算額	1 0
(2)	手数料収入	1 0

III 清掃事業の概要

1	清掃行政の歩み	1 1
2	令和5年度一般廃棄物処理実施計画	1 9
3	ごみ処理	
(1)	ごみ処理の流れ	3 7
(2)	資源・家庭ごみの出し方	4 0
(3)	減量化・資源化方策実施状況	4 1
(4)	ごみ処理施設の概要	4 4
(5)	施設位置図	5 4
(6)	ごみ種類別排出量	5 5
(7)	資源化率	5 5
(8)	ごみ処理経費	5 5
(9)	主な資源化物売払状況	5 6
(10)	有価物回収量	5 9
(11)	生ごみ処理機等補助状況	5 9

4 し尿処理

(1) し尿処理施設の概要	6 0
(2) し尿処理量	6 1

IV 条例・規則等

(1) 豊川市環境基本条例	6 2
(2) 豊川市廃棄物減量等推進審議会条例	6 7
(3) 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	6 8
(4) 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	7 6
(5) 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する運用要綱	8 0
(6) 豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例	8 7
(7) 豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例施行規則	8 9
(8) 豊川市ごみ対策事業推進交付金交付要綱	9 0
(9) 豊川市有価物回収事業補助金交付要綱	9 2
(10) 豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱	9 4
(11) 豊川キエーロ購入費補助金交付要綱	9 6
(12) 豊川市粗大ごみリユース推進事業実施要綱	9 8
(13) ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」貸渡要綱	9 9
(14) 豊川市ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」貸渡約款	1 0 1
(15) 豊川市あんしん訪問収集実施要綱	1 0 7
(16) 豊川市町内会管理ごみ・資源集積場設置及び管理要綱	1 0 9
(17) 豊川市集合住宅ごみ・資源集積場設置及び管理要綱	1 1 2

I 豊川市の概要

1 概 要

この地域は、奈良時代には古代三河国の役所である国府(こくふ)が置かれるなど、三河地方の政治、経済、文化の中心として栄えてきました。

近世においては、交通の発達とともに人々の往来も増え、東海道や本坂通(姫街道)、伊那街道などの街道筋のまちとして、また、豊川稲荷の門前まちとしてにぎわいを見せていました。

昭和14年からは、東洋一といわれる海軍工廠の建設とともに人口が増加し、周辺地域の開発が急速に進みました。地域の急激な発展に伴い、宝飯郡豊川町、牛久保町、国府町、八幡村の3町1村が合併し、昭和18年6月1日に県内で8番目の都市として豊川市が誕生しました。

昭和20年には、終戦間際の空襲により海軍工廠が大きな被害を受け、人口は半減しましたが、まちの復興に努め、昭和30年に八名郡三上村と、昭和34年に宝飯郡御油町と合併し、高度経済成長期にはめざましく発展しました。

その後、地方自治体を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、本市は平成18年2月に宝飯郡一宮町と、平成20年1月に宝飯郡音羽町、御津町と、平成22年2月に宝飯郡小坂井町と合併しました。

「光・緑・人 輝くとよかわ」をスローガンに、豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことができるまちをめざしています。

2 位置及び地勢

本市は、愛知県の南東部、東三河地域の中央部に位置しています。市域の北側は本宮山、西側に宮路山などの山々が連なり、中央部から南に平野が広がり、東側は一級河川豊川とよかわが流れ、南側では三河湾に面するなど、山、川、海といった豊かな自然環境から形成されています。

気候は、代表的な太平洋岸気候で、温暖で住みよく、適量の降雨があり、雪はまれにちらつく程度で積雪はほとんどありません。

また、道路と鉄道により東三河地域の結節点を形成しています。

道路では、東名高速道路が東西に横断し、市の東に位置する豊川インターチェンジと西に位置する音羽蒲郡インターチェンジが物流や観光の玄関口となっています。一般道路については、国道1号と国道23号が南西部を通り近隣市との間を連絡し、国道151号と国道247号(小坂井バイパス)が南東部を通り東名高速道路や新東名高速道路への接続性を高めています。さらに、市域の中央を環状に包み込む東三河環状線や市街地を横断する姫街道が各国道を結ぶことで、道路のネットワークを形成しています。

鉄道は市内に19もの鉄道駅を有し、南部をJR東海道本線、東部にJR飯田線、中央部に名鉄名古屋本線が走ることで、市外の各市との交通の利便性を高めています。

3 人口と世帯数の推移

(各年10月1日人口 ※を除く)

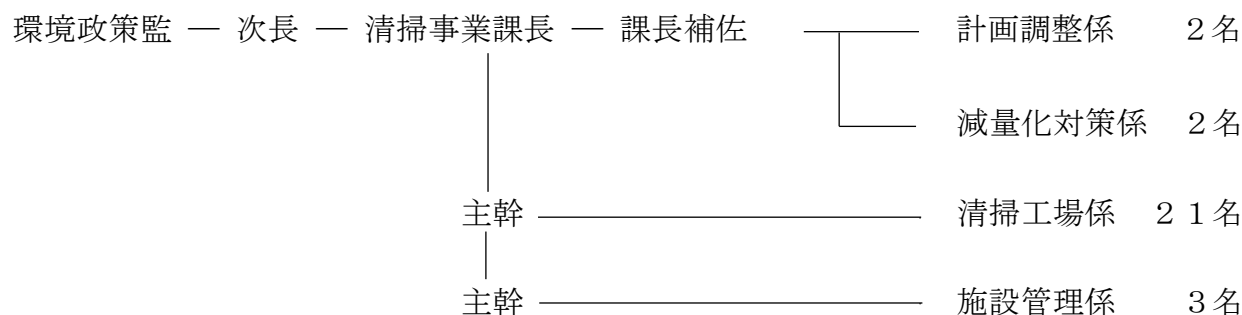
年 次	世 帯 数	人 口 (人)	備 考
昭和 18年	9,861	※ 74,071	市制施行 (6月1日)
22年	11,464	55,036	
25年	11,132	55,178	
30年	12,020	61,359	
35年	14,206	65,313	
40年	17,796	75,171	
45年	21,487	85,860	
50年	25,530	98,223	
55年	28,344	103,097	
60年	30,082	107,430	
平成 2年	33,254	111,730	
7年	36,000	114,380	
12年	38,893	117,327	
17年	42,308	120,967	
18年	48,495	137,899	旧一宮町と合併 (2月1日)
20年	57,715	161,309	旧音羽町・御津町と合併 (1月15日)
22年	64,904	181,928	旧小坂井町と合併 (2月1日)
27年	67,976	182,436	
令和 2年	73,857	184,022	
5年	75,329	184,245	

資料：国勢調査（平成18、20、令和2年は「あいちの人口(年報)」より）

Ⅱ 清掃事業課の概要

1 組織・事務分掌

(1) 組織及び人員（令和6年4月1日現在）



(2) 事務分掌

計画調整係

- ・ 清掃事業の長期計画及び一般廃棄物の処理計画に関すること。
- ・ 一般廃棄物の調査、統計及び適正処理の指導に関すること。
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備計画に関すること。
- ・ 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び監督指導に関すること。
- ・ 処理場の管理運営に関すること。
- ・ 廃棄物減量等推進審議会との連絡に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

減量化対策係

- ・ ごみの発生抑制、再使用及びリサイクルに関すること。
- ・ ごみの分別及び排出に係る指導及び啓発に関すること。
- ・ 資源等の持ち去り及びポイ捨ての防止に関すること。
- ・ 粗大ごみ処理手数料の収納並びに証紙の売りさばき及び保管に関すること。

清掃工場係

- ・ 清掃工場の管理運営に関すること。
- ・ ごみ及び資源の収集に関すること。
- ・ 清掃工場処理手数料に関すること。
- ・ 路上死亡動物の死体回収及び処理に関すること。
- ・ ごみの不法投棄防止に関すること。

施設管理係

- ・一般廃棄物最終処分場、資源化施設及び処理センターの管理運営に関すること。
- ・粗大ごみ戸別収集業務に関すること。
- ・最終処分場処理手数料及び刈草・剪定枝処理手数料に関すること。
- ・資源の売り払いに関すること。
- ・事業系粗大ごみ処理手数料の収納に関すること。

2 清掃関係収支状況

(1) 清掃費決算額

(単位：千円)

年度	ごみ処理	し尿処理	計	前年度比	総決算額に対する比率
R1	2,792,709	252,743	3,045,452	90.2%	4.8%
2	2,533,458	228,764	2,762,222	90.7%	3.2%
3	2,557,975 (繰越明許費16,500)	212,703 (繰越明許費1,000)	2,770,678 (繰越明許費17,500)	100.3%	3.8%
4	3,232,064	183,252	3,415,316	123.3%	4.5%
5	3,620,633 (繰越明許146,454)	174,219 (繰越明許費3,608)	3,794,852 (繰越明許150,062)	111.1%	5.0%

(2) 手数料収入

(単位：千円)

年度	ごみ処理手数料					一般廃棄物 処理業許可 申請等手数料	計
	清掃工場	最終 処分場	刈草 剪定枝	その他	証紙収入 (粗大ごみ)		
R1	205,744	123	16,281	3	2,613	180	224,944
2	184,526	119	13,775	0	2,321	10	200,751
3	185,780	123	11,752	0	2,414	180	200,249
4	192,323	123	12,938	0	2,032	10	207,426
5	203,855	124	11,211	12	2,373	180	217,755

Ⅲ 清掃事業の概要

1 清掃行政の歩み

～昭和３０年代頃まで	・ 基本にごみ処理は各家庭で実施。ただし、指定した市内１４ヵ所のごみ捨て場や豊川市内の特別清掃区（住居の密集している地域）のみ収集、埋設処分
昭和３５年	・ 豊川市内のし尿処理のため、堺処理場（酸化方式36kℓ／日）を設置。また、焼却施設（10 t／日）を場内に設置し、焼却を開始
昭和３８年 ７月１０日	・ し尿処理場の設置、運営及び維持管理に関する事務を共同処理するため、豊川市及び宝飯郡音羽町、一宮町、小坂井町、御津町（以下「１市４町」という。）で豊川宝飯衛生組合（以下「衛生組合」という。）を設立。（組合の事務所は豊川市役所内に設置）
１０月 １日	・ 堺処理場が豊川市（以下「市」という。）から衛生組合に譲渡され衛生組合での運営を開始
昭和３９年	・ 市内のごみを可燃ごみと不燃ごみに分けて収集を開始
昭和４０年 ３月２５日	・ し尿処理場第２次拡張工事实施、施設（54kℓ／日）を増設、総処理能力90kℓ／日に
昭和４６年１０月３０日	・ 豊川市平尾町地内に清掃工場（旧１号炉 連続焼却式炉90 t／日）を新設
昭和４７年 ４月 １日	・ １市４町のごみ収集運搬に関する業務を、衛生組合で開始（収集車両14台）
昭和４８年 ３月３１日	・ し尿処理場第３次拡張工事を実施、施設（100kℓ／日）を増設、総処理能力190kℓ／日（酸化方式・二段曝気活性汚泥法）
昭和４８年 ５月 １日	・ 粗大ごみ処理場の設置、運営及び維持管理に関する業務を共同処理するため、蒲郡市及び１市４町で宝飯地区広域市町村圏組合を設立（組合の事務所は蒲郡市役所内に設置）
昭和４９年 ５月	・ 宝飯地区広域市町村圏組合が御津町金野地内に設置した粗大ごみ処理場（60 t／５時間）が稼働。これに合わせ粗大ごみ収集を開始。破碎した粗大ごみは鉄、可燃物、不燃物に分別され、鉄は再利用、可燃物は清掃工場で焼却、不燃物は各市町で埋め立て処理した。
昭和５６年 ２月	・ し尿処理場第４次拡張工事を実施、施設（90kℓ／日）を撤去、施設（100kℓ／日）増設、総処理能力200kℓ／日に（低希釈２段活性汚泥法＋高度処理）
３月	・ 清掃工場に焼却炉（２号炉90 t／日）増設、総処理能力180 t／日
４月	・ 粗大ごみ収集を民間委託化し、収集回数を年２回から年３回に変更
９月 １日	・ し尿処理業務の汚泥脱水、焼却、宿直業務を民間委託化
昭和５７年 ４月	・ 市内一部区域の可燃ごみ、不燃ごみ収集業務を民間委託化
	・ 宝飯郡音羽町全域の可燃ごみ収集を民間委託化
	・ 粗大ごみ収集回数を年３回から年４回に変更
昭和５９年 ４月	・ 粗大ごみ収集時に使用済み乾電池の収集を開始
昭和６１年 ４月	・ 足山田最終処分場供用開始
昭和６２年	・ 可燃ごみ、不燃ごみ収集業務の一部民間委託の区域を拡大
	・ 市「清掃の日」事業を一部地域で開始

平成 元年 4月	・宝飯郡音羽町全域の不燃ごみ収集を民間委託化
平成 3年 4月 1日	・機構改革により市経済環境部環境課から清掃事業部門が市環境部清掃課として分離独立
4月	・清掃工場3号炉の運転と千両焼却灰最終処分場(8,570㎡)の供用を開始
4月18日	・市清掃課と衛生組合で「ごみ減対策研究会」を組織し、ごみの減量化・資源化問題の取り組みを開始
5月25日	・豊川市民まつり「おいでん祭」にて空き缶回収事業を開始(～26日)(平成7年度まで実施)
6月 3日	・「空き缶圧縮機」貸出しを開始
6月 5日	・豊川市一般廃棄物深田最終処分場不燃ごみの埋め立てを開始
7月 1日	・1市4町と衛生組合で「豊川宝飯ごみ減対策委員会」を組織し、広域行政として、ごみの減量化資源化問題の検討を開始
	・市内に「くうかん鳥(空缶自動回収機)」5台設置
9月23日	・市「清掃の日」事業を全市に拡大。以後毎年秋に実施
10月29日	・「豊川宝飯リサイクルプラザ(仮称)」基本構想策定業務に係るコンサルタントプロポーザル選考会を実施
11月17日	・消費生活展(勤労福祉会館)にて「くうかん鳥」による空き缶回収を開始
平成 4年 1月10日	・御油小学校区より空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始 同時に深田最終処分場で資源の選別を開始
2月 1日	・豊川宝飯ごみ減対策委員会が「豊川宝飯リサイクルプラザ・パーク構想について」と題して中間報告書を作成
3月	・清掃工場1、3号炉完工、総処理能力224t/日に
4月 1日	・埋立地において、再掘削埋立工法を開始
	・布団、マットレス等を粗大ごみとして収集を開始
4月	・市の可燃ごみ収集区域を見直し。佐奈川以西(月・木曜日)、以東(火・金曜日)に区分け
7月 9日	・牛久保小学校区の空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始
7月15日	・粗大ごみの戸別有料収集を開始(5,000円/3t車)
平成 5年 1月 7日	・桜木小学校区の空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始
2月 5日	・八南小学校区の空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始
3月	・ごみ減量・資源化対策で1市4町へ空き缶回収機及び圧縮機の設置を拡大
	・「豊川市廃棄物減量等推進審議会条例」を施行
	・豊川小学校区の空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始
	・ペットボトル等軟質系プラスチックを可燃ごみとして収集を開始
4月	・平尾、天王、国府の各小学校区の空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始
	・宝飯郡一宮町、小坂井町、御津町の全域で不燃ごみ収集を民間委託
6月25日	・豊川市廃棄物減量等推進審議会が発足

10月	・中部、金屋、代田、桜町の各小学校区の空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始
10月30日	・豊川市ふれ愛フェスティバルにリサイクル品を出品（～31日）
平成 6年 1月	・東部、豊、三蔵子、千両の各小学校区の空き缶・空きびん等の資源分別収集を開始
4月 1日	・「豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を施行
4月	・市の一部地域と宝飯郡一宮町、小坂井町、御津町全域の可燃ごみ収集を民間委託
	・金野最終処分場供用開始
11月19日	・豊川市ふれ愛フェスティバルにリサイクル品を出品（～20日）
平成 7年 3月22日	・豊川市ごみ処理基本計画を策定
5月	・冷蔵庫、ルームエアコンに使用されているフロンガスの回収を開始
5月20日	・豊川市民まつり「おいでん祭」にて、空き缶回収を実施（第5回～第8回）（これを最後に事業終了）
8月25日	・第9回豊川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、「排出容器の指定（指定袋）と有料制について」を諮問
平成 8年 1月18日	・「排出容器の指定（指定袋）と有料制について」答申
	・千両焼却灰最終処分場の埋め立てを終了
3月12日	・災害時におけるごみ処理・し尿処理業務の相互応援体制を確立するため、県内市町村及び一部事務組合との間で「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」を締結
3月27日	・豊川環境事業協同組合と「災害時におけるし尿汲取等応急対策の業者調整の協力に関する協定書」を締結
	・密封発酵容器購入費補助制度を開始
6月 1日	・豊川市「清掃の日」活動を毎年春・秋の2回実施へ変更
8月	・指定ごみ袋制度導入に向けモデル地区の指定及びモニター募集を行い、指定ごみ袋制度の試行を開始
11月25日	・豊川リサイクル運動市民の会発足
平成 9年 12月 ～	・指定ごみ袋制度導入とごみ収集体制の変更についての説明会を全町内会で実施
3月	・簡易焼却炉購入費補助制度を廃止
4月	・指定ごみ袋制度開始及びごみ収集体制を変更。ペットボトルを資源として収集開始。危険ごみの区分を設定し、スプレー缶・カセットボンベ、ガスライター、蛍光管、水銀体温計、乾電池の収集開始
	・処理センターでペットボトルの減容と蛍光管の破碎処理業務を開始
	・市のごみ収集区域を小学校区別（16校区）に設定
	・市の不燃ごみ、危険ごみ収集区域を月2回に設定
10月 1日	・指定ごみ袋制度を完全実施（違反シールの貼付指導を開始）

平成10年 4月	・「くうかん鳥」空き缶回収事業を廃止
	・生ごみ処理機購入費補助制度を開始。（購入費の1/2以内、上限30,000円）
	・機構改革により、市環境部清掃課から市経済環境部環境対策室清掃課へと組織名称等を変更
	・宝飯郡音羽町の不燃ごみ収集を月2回に設定
平成11年 4月	・一宮焼却灰最終処分場（埋立容量84,493m ³ ）供用開始
10月	・白色食品トレーを資源として分別収集を開始（宝飯郡4町については11月から）
平成12年 3月31日	・宝飯地区広域市町村圏組合の解散に伴い、粗大ごみ処理場を廃止
4月	・1市4町の粗大ごみ処理を衛生組合で開始（民間委託）
	・衛生組合へ宝飯郡4町からの職員派遣を開始
	・し尿処理場（一般公募による愛称：アクアクリーン佐奈川、処理能力110kℓ/日）稼働
9月19日	・一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定に基づき、東海豪雨で被害を受けた西春日井郡西枇杷島町（現：清須市）に車両（運転員、作業員を含む）を派遣（22日まで）
12月	・粗大ごみの収集方法の変更と家電リサイクル法に基づく処分方法についての説明会を町内会で実施
平成13年 4月	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行
	・粗大ごみの収集方法の変更（粗大ごみ集積場の廃止、有料戸別収集制度を5,000円/3t車から原則1個1,000円（家電リサイクル法対象品目については1個2,000円）に変更、これに伴いフロンガス回収業務も廃止）
	・粗大ごみ受付センターを開設
	・機構改革により清掃課と環境課が環境対策課に統合
	・粗大ごみと資源の運搬用軽トラック貸出要綱を制定（貸出用トラックを2台配備）
	・1市4町の不燃ごみ収集を月2回に、宝飯郡4町の危険ごみ収集を月1回に設定
10月18日	・周辺市町村及び一部事務組合の間で「一般廃棄物処分等に係る相互応援に関する覚書」を締結
平成14年 3月31日	・衛生委員制度を廃止
平成15年 3月	・清掃工場にシャフト炉式ガス化溶融炉（65t/日×2炉）が完成（4月稼働）
	・可燃ごみ、不燃ごみ、資源、危険ごみの祝日収集を開始
	・生ごみ処理機補助制度の変更（購入金額1/2以内、上限15,000円）
10月 1日	・資源有効利用促進法の施行により、家庭から排出されるパソコンのうち回収事業参加メーカー製のパソコンについての取扱いを廃止
平成16年 4月	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法改正）対象品目に家庭用冷凍庫を追加
8月	・事業系木くず及び畳の処理を一般廃棄物処分業許可業者に移行

平成17年 1月	・人材派遣会社、アパート管理会社を通じて町内会未加入者及び外国人に対するごみ分別啓発活動の実施
2月	・「ごみ分別強化月間」とし、町内会の協力を得て、ごみ集積場での立番制度を実施（54町内会でごみ分別説明会・勉強会を実施）
4月	・密封発酵容器、生ごみ処理機に対する補助制度事業を廃止
	・粗大ごみと資源の運搬用軽トラックの利用について、可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみも運搬可能に変更
11月	・「ごみ分別強化月間」とし、町内会の協力を得て、ごみ集積場での立番制度を実施（40町内会でごみ分別説明会・勉強会を実施）
平成18年 2月	・宝飯郡一宮町と合併し、足山田最終処分場が環境対策課所管となる
	・一宮区域の廃棄物行政の一部を、一宮総合支所生活活性課（新設）（現：一宮支所）で対応
8月 1日	・ごみ運搬用軽トラックは、粗大ごみのみ土日祝日1人半日のみ利用可能であったのを平日と同様、午前・午後の枠で利用可能とするよう変更
8月	・不法投棄対策として、移動式の監視カメラを3台購入し、主に違反ごみの多い集積場、不法投棄の多い高速道路の側道に設置開始
11月	・「ごみ分別強化月間」の対象町内を旧一宮地区まで拡大し実施
平成19年 2月13日	・市職員対象に「ごみ分別等啓発講座」を開催
3月	・豊川市ごみ処理基本計画（計画期間：平成18～27年度）を策定
4月 1日	・処理場の運転維持管理を包括長期委託に移行
平成20年 1月15日	・宝飯郡音羽町、御津町と合併し、金野最終処分場が環境対策課所管となる
	・音羽、御津区域の廃棄物行政の一部を、音羽、御津の各支所（新設）で対応
2月12日	・東三河広域化ブロック会議幹事会を開催
7月	・合併による市域拡大に伴い、不法投棄対策用の移動式監視カメラを3台追加購入し、計6台を市内全域に設置
11月	・「ごみ分別強化月間」の対象町内を旧音羽、旧御津地区まで拡大し実施
平成21年 1月	・深田最終処分場埋立て作業用ドーザーショベルにバイオディーゼル燃料の使用を開始
4月 1日	・「豊川市環境基本条例」を施行
4月	・資源の拠点回収を開始
	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法改正）対象品目に家庭用衣類乾燥機を追加
平成22年 1月	・在宅医療廃棄物の拠点回収を開始
2月 1日	・宝飯郡小坂井町と合併し、これに伴い衛生組合が解散。処理場、清掃工場、千両焼却灰最終処分場、一宮焼却灰最終処分場、処理センターが環境対策課所管となる
	・小坂井区域の廃棄物行政の一部を、小坂井支所（新設）で対応

4月 1日	・機構改革により環境対策課から清掃事業課と環境課に分離独立
	・一般廃棄物処理実施計画において、排出者自らが運搬できない家庭系ごみを一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託できるように規定
4月	・電動式生ごみ処理機の購入補助制度を開始。（購入費の1/2以内、上限15,000円）
	・一部の地域で廃食用油の回収を開始
6月	・ごみ減らし隊が発足
9月	・合併による市域拡大に伴い、不法投棄対策用の移動式監視カメラを3台追加購入し、計9台を市内全域に設置
	・ごみ収集用にハイブリッド車2台購入。愛称募集し、「みらい」と「まもる」に決定
10月 1日	・「豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例」を施行
	・「豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を施行
11月	・「ごみ分別強化月間」の対象町内を旧小坂井地区まで拡大し実施
平成23年 2月	・高病原性鳥インフルエンザで発生した感染卵（約46万個）、ヒナ（54千羽）をA棟ストーカ式焼却炉で焼却処分（32.2t）
3月	・豊川市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成23～32年度）を策定
4月	・不燃ごみ選別の雑鉄の売払いを競争入札へ変更
10月	・資源の缶の売払いを競争入札へ変更（一部地域を除く）
平成24年 3月	・愛知県ごみ焼却広域化計画に基づき、東三河地域の3市（豊川市、蒲郡市、新城市）2町（設楽町、東栄町）2村（豊根村、長野県根羽村）が広域化を推進していくための基本的な方針として「東三河ごみ焼却施設広域化計画（計画期間：平成24～43年度）」を策定
4月	・旧音羽地区の危険ごみ収集を年3回から毎月収集へ変更
7月	・焼却灰の最終処分先を公益財団法人愛知臨海環境整備センターの衣浦港3号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町）に一時変更
	・移動式の不法投棄監視カメラ3台追加購入し、計12台を市内全域に設置
12月	・豊川市緑のリサイクルセンター（仮称）の整備事業と豊川市清掃工場基幹的設備改良事業について、環境省所管の循環型社会形成推進交付金事業として事業認定を受けるため、豊川市循環型社会形成推進地域計画を策定（平成25年3月認定）
平成25年 3月	・足山田最終処分場の埋め立てを終了
4月 1日	・機構改革により経済環境部を再編し、環境部（清掃事業課と環境課を所管）へ名称変更
4月 1日	・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行
平成26年 1月 1日	・平成8年3月12日に締結した「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」に下水処理を追加し、新たに県内市町村、一部事務組合及び下水道管理者との間で「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」を締結

4月	・小型家電リサイクル法による選別を粗大ごみ受付センターなどで開始
平成27年 3月	・事業系ごみ分け方・出し方減量リサイクルマニュアルを発行。商工会議所等を通じ、事業所に配布
4月	・一宮焼却灰最終処分場への焼却灰搬入を再開
6月 1日	・家電リサイクル法の指定引取場所が市内に配置
6月17日	・清掃工場基幹的設備改良工事（5か年継続事業）に着手
7月22日	・一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結
平成28年 3月	・豊川市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し計画（計画期間：平成28～32年度）を策定
4月	・拠点回収の回収品目に危険ごみを、資源収集品目の古着にタオル類をそれぞれ追加
	・資源の缶の売払いを競争入札へ変更（全地域）
	・資源の紙類の売払いを競争入札へ変更（旧小坂井地区）
6月15日	・豊川市分別収集計画（計画期間：平成29～33年度）を策定
10月	・あんしん訪問収集を開始
	・資源の紙類の売払いを競争入札へ変更（旧御津地区）
10月 8日	・古着・おもちゃ「また使っておくれんリユース市」を開催（とよかわ環境フェア2016と同時開催）
平成29年 3月	・豊川市災害廃棄物処理計画を策定
3月16日	・清掃工場A棟の基幹的設備改良工事が完了
3月	・資源化施設（全体処理能力29.4t／日）供用開始
4月	・資源の紙類の売払いを競争入札へ変更（全地区）
9月	・家庭ごみ減量、分別の手引き（改訂版）を発行し、全戸配布
11月15日	・豊川市内に所在する郵便局と「豊川市と豊川市内郵便局との包括連携に関する協定書」を締結し、廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協力制度を開始
平成30年 2月	・粗大ごみリユース推進事業の試行を開始（月刊クルクル掲載）
3月 1日	・資源・ごみ分別アプリを導入し配信を開始
3月17日	・古着・おもちゃ「また使っておくれんリユース市」を開催
7月	・粗大ごみリユース推進事業を開始（月刊クルクル掲載）
10月 6日	・食品ロス削減クッキング講座を開始
平成31年 3月 1日	・し尿処理場の処理方式を下水放流方式に変更
3月26日	・ごみ焼却施設が事故、故障等により処理が不能となったときの相互応援を行うため、愛知県、東三河地域の市及び一部事務組合との間で「ごみ処理相互応援に関する協定書」を締結
4月 1日	・機構改革により環境部を廃止、産業部が産業環境部となり、清掃事業課と環境課が編入
令和 元年 6月	・資源・ごみ分別アプリ ポルトガル語版配信を開始
6月18日	・豊川市分別収集計画（計画期間：令和2～6年度）を策定

7月 1日	・豊川キエーロ購入費補助制度を開始。（購入費の2/3以内、上限10,000円）
10月 1日	・有料戸別収集制度を原則1個1,000円から1,050円（家電リサイクル法対象品目については1個2,000円から2,100円）に変更
11月 4日	・令和元年東日本台風（台風19号）による廃棄物等の処理に係る支援要請に伴い、長野市に平ボディ車1台（運転員、作業員を含む）を派遣（10日まで）
令和 2年 3月	・豊川市一般廃棄物処理基本計画（2020～2029）を策定
3月16日	・清掃工場B棟の基幹的設備改良工事が完了（5か年）
3月26日	・平成31年3月26日から適用した「ごみ処理相互応援に関する協定書」の相互応援対象施設を拡張し、新たに「ごみ処理等相互応援に関する協定書」を締結
4月	・資源・ごみ分別アプリ 英語・中国語版の配信を開始
	・ごみ運搬用軽トラックを土日祝日のみ3台利用可能に変更
	・ごみカレンダーにベトナム語を追加
令和 3年 3月	・事業系ごみ分け方・出し方マニュアル（改訂版）を発行。商工会議所等を通じ、事業所に配布
4月	・資源・ごみ分別アプリ ベトナム語版の配信を開始
6月	・ごみ運搬用軽トラックを1台増車し、土日祝日と同様に平日も3台利用可能に変更
9月	・公益財団法人愛知臨海環境整備センターの衣浦港3号地廃棄物最終処分場（知多郡武豊町）に焼却灰を搬出開始（令和3年12月及び令和4年1月は一宮焼却灰最終処分場へ搬出）
令和 4年 1月	・一宮焼却灰最終処分場への焼却灰搬出を終了
3月	・一宮焼却灰最終処分場の埋め立てを終了（最終覆土完了）
4月	・ペットボトルのラベルをはがしてから出すように変更
10月	・ごみ運搬用軽トラックの貸出を有料化（1回300円）
11月	・「ごみ分別強化月間」のごみ集積場での立番制度の依頼をとりやめ
令和 5年 1月	・豊川市指定ごみ袋の外袋記載事項の変更
2月15日	・株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結
3月13日	・豊田通商株式会社と「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結
3月	・不用品交換情報誌「月刊クルクル」を廃刊
	・豊川リサイクル運動市民の会解散
	・東三河ごみ焼却施設広域化計画（平成24年度～令和13年度）中間見直しを策定
令和 5年 4月	・粗大ごみリユース推進事業の掲載を「月刊クルクル」から地域情報サイト「ジモティー」に変更
	・充電式電池・ボタン電池を危険ごみとして収集開始
6月～9月	・6月2日の大雨により災害廃棄物が発生し、災害廃棄物処理の協定先である一般社団法人 愛知県産業資源循環協会や可燃ごみ・不燃ごみ収集運搬委託業者である環境事業協同組合等へ委託し、9月15日までに全壊家屋以外の災害廃棄物処理を行った。（環境省の補助金活用）
10月	・使用済小型家電回収ボックスを市内9箇所の公共施設へ設置

2 令和5年度豊川市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 用語の定義

本計画における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 指定ごみ袋

一般家庭からのごみの排出に用いるための袋で、豊川市指定ごみ袋製造登録要領第4項の規定により本市の登録台帳に登載された者が同要領第2条に定める規格により製造し、販売した可燃ごみ用（赤色透明 800mm×650mm以下）及び不燃ごみ用（無色透明 700mm×500mm以下）の袋をいう。

イ 資源

一般廃棄物のうち、再び使用し、又は原料等として利用可能なもので、金属・カン類、ビン類、紙類、古着・タオル類、ペットボトル、白色トレイ及び廃食用油のいずれかに該当するものをいう。

ウ 粗大ごみ

指定ごみ袋に封入できない大きさのものであって、家電リサイクル対象品目及び本計画1の(6)「適正処理困難物」以外のものをいう。

エ 家電リサイクル対象品目

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条各号に規定する機械器具をいう。

オ 小型家電製品

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）第1条各号（ただし、第6号に掲げるパーソナルコンピュータを除く。）に規定する電気機械器具をいう。

カ 家庭ごみ

一般家庭の日常生活に伴って排出される可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源、粗大ごみ及び家電リサイクル対象品目を総称したものをいう。

キ 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。

ク 集積場（ステーション）

市民が家庭から排出した可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ及び資源を本市が回収するために一時的に集積する場所であって、豊川市町内会管理ごみ・資源集積場所設置及び管理要綱の規定により、町内会等からの事前協議に基づいて市が設置の決定を行った場所をいう。

なお、集積場の一覧については、豊川市産業環境部清掃事業課にて縦覧することができるものとする。

(2) 収集運搬計画

ア 家庭から排出されるもの

(ア) 可燃ごみ及び不燃ごみ

種類ごとの指定ごみ袋により集積場若しくは市の指定する場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者が自ら指定搬入先へ持ち込むものとする。

(イ) 危険ごみ

集積場に配付した専用容器若しくは市の指示する方法で指定場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者が自ら指定搬入先へ持ち込むものとする。

(ウ) 資源

集積場に配付した種類ごとの専用容器若しくは指定された排出方法により集積場及び市の指示する方法で指定場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者が自ら指定搬入先へ持ち込むものとする。

また、豊川市有価物改修事業補助金交付要綱第3条の規定により市に実施計画書を提出した団体が行う有価物回収事業により、当該団体が資源化事業者へ持ち込むものとする。

(エ) 粗大ごみ

排出者が自ら市の指定する施設に持ち込むもの、又は排出者の希望により本市が有料で戸別収集を行うものとする。ただし、太さや長さなどが本市で処理できる一定のサイズを超えるものについては適正処理困難物とみなし、市の施設では処理しないものとする。

(オ) 家電リサイクル対象品目

販売店に引取義務のあるものにあつては、販売店が回収して指定引取場所へ運搬するものとし、それ以外のものにあつては、排出者が自ら指定引取場所若しくは市の指定する施設へ持ち込む、又は本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に収集運搬を委任するものとする。

なお、市の指定する施設へ持ち込まれた家電リサイクル対象品目については、市の委託を受けた者の車両で定期的に指定引取場所へ搬入するものとする。

(カ) パーソナルコンピュータ（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定）

製造メーカー又は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者によりリサイクルするものとし、市の施設においては引き取りを行わないものとする。

(キ) 在宅医療廃棄物

在宅医療行為により発生する廃棄物のうち、感染性を有する恐れのあるものについては、本市内において当該在宅医療行為に関係する医療機関を集積場とみなし、当該集積場に集められたものを本市が収集するものとする。

イ 特別の事情による収集運搬委託

一時的に多量の家ごみを排出する者については、別に定める委任状兼家庭系一般廃棄物搬入届を用いることにより、本市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委任することができるものとする。

また、豊川市あんしん訪問収集実施要綱の規定により、特別の事情により家庭ごみを排出者自らが集積場又は市の指定する場所へ排出することが困難であると本市が認めた者については、本市が戸別収集を行うものとする。

ウ 災害時の対応

本計画の規定にかかわらず、「豊川市地域防災計画（風水害等、地震・津波及び原子力災害対策計画）」及び「豊川市災害廃棄物処理計画」に基づき対応するものとする。

エ 分別形態及び収集頻度

ごみの種類ごとの分別形態及び収集頻度は、別表1のとおりとする。

オ 事業活動に伴って排出されるもの

(ア) 事業系ごみについては、排出事業者が自己運搬によりそれぞれ市の指定する施設若しくは本市が許可する一般廃棄物処分業許可業者の施設に搬入し、又は本市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するものとする。

(イ) 事業系ごみは、集積場に排出することはできないものとする。

カ 一般廃棄物収集運搬業許可業者

本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の氏名等及びその許可区域は、別表 2 のとおりとする。

キ 再生利用のための一般廃棄物運搬業の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号に規定する再生利用されることが確実であると認める一般廃棄物は、家電リサイクル対象品目とする。

これらの家電リサイクル対象品目を本市の区域外から本市内に設置された指定引取場所へ運搬する者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 3 項の規定による関係市町からの協議に登載のあった者（別表 3）を再生利用のための一般廃棄物の運搬を業として行う者として指定する。

ク 廃棄物の量及び指定搬入先等

計画する廃棄物の量及び指定搬入先は、別表 4 のとおりとする。

また、本市の区域外から本市内に搬入される一般廃棄物の量等は、別表 5 のとおりとする。

(3) 中間処理計画

ア ごみ（家電リサイクル対象品目を除く。）は、それぞれ別表 6 に掲げる施設において中間処理するものとする。

イ 中間処理にあたっては、搬入されたごみの量及び質の管理を行い、施設の処理能力の維持と延命を図るものとする。

ウ 刈草及び剪定枝については、堆肥化及びチップ化を行うことにより、清掃工場における焼却量を削減するものとする。

エ 事業系可燃ごみのうち、一部の紙くず、食品残渣、刈草及び木くず並びに事業系粗大ごみにかかる木くず、布団類及び畳については、当該処分業許可を取得している業者の施設において処理するものとする。

オ 計画する廃棄物量の搬入者別の内訳及び中間処理における処分方法は、別表 7 のとおりとする。

カ 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する運用要綱第 2 条で定める民間の一般廃棄物処理施設については、次のとおりとする。

名 称 指定資源化施設

所在地 豊川市南千両 2 丁目 1 番地（加山興業株式会社豊川営業所）

(4) 最終処分計画

- ア 中間処理後のごみは、別表 8 に掲げる施設において最終処分するほか、資源として有効利用するものとする。
- イ 計画する廃棄物量の搬入者別の内訳及び最終処分における埋立量は、別表 9 のとおりとする。

(5) 発生・排出管理計画（資源化・減量化計画）

- ア 循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、分別の徹底を推進し、資源のリサイクルを図るものとする。
- イ 豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱等の規程により、電動式生ごみ処理機・生ごみ消滅容器の普及を促進し、ごみ減量化に向けた事業を展開するものとする。
- ウ 食品廃棄物（台所から出る野菜くずや食べ残しなどのごみ）の削減に向けた事業を展開するものとする。
- エ 一般家庭から発生する不用品の活用を推進するため、豊川市粗大ごみリユース推進事業実施要綱の規定による事業及びリユース市を実施する。
- オ 有価物回収団体に対する実績に応じた補助金の交付を継続し、市民の手によるリサイクルの推進を図るものとする。
- カ 分別収集により回収した資源をリサイクル関係業者、指定法人等に引き渡し、適正かつ確実なリサイクルを推進するものとする。
- キ 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法に基づく適正なリサイクルを推進し、違法処理及び不法投棄の防止を図るものとする。
- ク 小型家電製品は、不燃ごみ及び粗大ごみからピックアップ方式により選別し、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ引き渡しを図るとともに、認定事業者が行う店頭回収等も併用し、適正なリサイクルを推進するものとする。
- ケ 事業系ごみについては、排出者及び一般廃棄物処分業許可業者による資源化を推進し、排出量の減量を図るとともに、「事業系ごみ 分け方・出し方マニュアル」の配布等の施策を行い、適正に排出するよう指導及び啓発を図るものとする。
- コ 粗大ごみのリユース事業を継続し、処分量の抑制を図る。
- サ 愛知県東三河建設事務所及び市が管理する道路、河川、公園等公共施設の維持管理等において発生する冬季の剪定木及び伐採木については、一般木質バイオマス燃料として有効活用することに努め、一般廃棄物としての処分量を抑制する。

(6) 適正処理困難物

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 19 条第 1 項に規定する適正処理困難物を別表 10 のとおり指定する。

これらは、同条例第 21 条の規定により、集積場に排出し、又は市の一般廃棄物を処理する施設に搬入することはできないものとする。

(7) 排出禁止物

前述の適正処理困難物のほか、関連法令に処理の規定がある別表 11 の一般廃棄物については、集積場に排出し、又は市の一般廃棄物を処理する施設に搬入することはできないものとする。

(8) 処理施設の整備

清掃工場については、長寿命化事業の一環として、B棟大規模整備工事（令和3年度から令和5年度までの3か年事業）、B棟空調設備更新工事（令和3年度から令和5年度までの3か年事業）を行う。また、東三河ごみ焼却施設広域化計画（平成24年3月策定）及び豊川市一般廃物処理基本計画（令和2年3月策定）との整合性を図りながら長期的な計画を検討していくものとする。

(9) 廃棄物の適正処理の指導

ア 集積場（ステーション）からのごみ、資源の持ち去りの監視・指導

集積場（ステーション）に排出されたごみ、資源の適正処理を実施するため、豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年豊川市条例第36号）第15条第2項の規定に基づき、監視・指導を行う。

イ 清掃工場における搬入物検査

豊川市清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物の搬入物検査を行い、産業廃棄物等の混入及び資源化可能なものの資源化推進に係る指導を行う。

(10) 一般廃棄物処理業の許可方針

ア 一般廃棄物収集運搬業

事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物（引越し等に伴う一時多量ごみ）の計画排出量並びに既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を鑑み、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わない。

イ 一般廃棄物処分業

市が適正処理困難物として指定する一般廃棄物のうち、再生利用等資源化が可能なものについては、豊川市一般廃棄物処分業の許可基準要綱に基づき一般廃棄物処分業の許可を行う。

別表 1 分別形態及び収集頻度

	種別	頻度	収集日	収集区域となる小学校区
ス テ ー シ ョ ン 収 集	可燃ごみ	週 2 回	毎週 火・金曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王・一宮東部・一宮西部・一宮南部・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部
			毎週 月・木曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾・小坂井東・小坂井西
	不燃ごみ	月 2 回	毎月第 1・3 水曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王
			毎月第 2・4 水曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾
			毎月第 1・3 月曜日	一宮東部・一宮西部・一宮南部
			毎月第 2・4 月曜日	赤坂・長沢・萩
			毎月第 1・3 木曜日	御津北部・御津南部
			毎月第 1・3 金曜日	小坂井東・小坂井西
	危険ごみ	月 2 回 (音羽地区を除く)	毎月第 1・3 水曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王
			毎月第 2・4 水曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾
			毎月第 1・3 木曜日	一宮東部・一宮西部・一宮南部
			毎月第 3 木曜日	赤坂・長沢・萩
			毎月第 2・4 木曜日	御津北部・御津南部
			毎月第 2・4 金曜日	小坂井東・小坂井西
戸 別 収 集	資源	週 1 回	毎週 月曜日	中部・金屋・東部・豊
			毎週 火曜日	桜町・代田・三蔵子・千両
			毎週 水曜日	一宮東部・一宮西部・一宮南部・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部・小坂井東・小坂井西
			毎週 木曜日	豊川・桜木・牛久保・天王
			毎週 金曜日	御油・国府・八南・平尾
戸 別 収 集	粗大ごみ	随時 (申込による。)	毎週 火・木曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王・一宮東部・一宮西部・一宮南部・小坂井東・小坂井西
			毎週 水・金曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部
			原則、家電リサイクル対象品目は家電リサイクル法に基づく引取業者のないものに限る。	

別表2 豊川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者

許可を受けた者の氏名	事業所の所在地	許可区域				取扱品目	
		全域	旧豊川	旧小坂井	その他	事業系	家庭系
加山興業株式会社	豊川市南千両2丁目1番地	○				○	○
株式会社駒崎商店	豊川市蔵子1丁目8番地1		○			○	
日本ロード・メンテナンス株式会社	豊田市渡刈町下糟目146番地				○	○	
株式会社明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山101番地の34	○				○	○
成和环境株式会社	豊橋市東幸町字東明5番地	○				○	○
株式会社トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋53番地の1	○				○	○
有限会社マイニチ	豊川市白鳥町米田9番地7	○				○	○
有限会社セイブ衛生	豊川市御津町豊沢蔵下8番地の1		○			○	
豊川環境事業協同組合	豊川市大崎町宮之坪51番地		○			○	
有限会社清水商店	豊川市穂ノ原3丁目14番地16	○				○	○
豊川宝飯リサイクル組合	豊川市六角町橋ノ本41番地	○				○	○
株式会社山治紙業	豊川市伊奈町並松167番地	○				○	
有限会社嶋田重機興業	豊川市大木町下縄手111番地		○			○	○
株式会社御津クリーナー	豊川市御津町御馬長床127番地	○				○	
有限会社伊藤商事	豊川市千両町糸宅11番地	○				○	
月山 貴洋（月山商店）	豊川市美園2丁目12番地65			○		○	
前芝建材株式会社	豊橋市前芝町字山内53番地の1			○		○	
株式会社MARUKO	豊橋市神ノ輪町20番地の2			○		○	○
株式会社ビソー環境	蒲郡市浜町81番地			○		○	○
株式会社カイトック	豊橋市西幸町字東脇211番地の10			○		○	○

備考

- 1 「旧豊川」とは、平成22年2月1日以前の豊川市の区域（伊奈町、小坂井町、篠東町、宿町、平井町及び美園を除く区域）をいう。
- 2 「旧小坂井」とは、伊奈町、小坂井町、篠東町、宿町、平井町及び美園（平成22年2月1日以前の宝飯郡小坂井町の区域）をいう。
- 3 「その他」とは、収集及び運搬を行う区域の特殊性から特に定める区域をいう。

別表3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号に規定する再生利用のための一般廃棄物運搬業の指定

指定する者の氏名	指定する者の住所（所在地）	排出元の市町村名
株式会社トヨジン 代表取締役 鈴木 絹枝	豊橋市石巻本町字高嶋53番地の1	豊橋市、田原市
株式会社明輝クリーナー 代表取締役 小島 孝信	豊橋市若松町字中山101番地の34	豊橋市、蒲郡市、田原市
成和環境株式会社 代表取締役 豊田 能史	豊橋市東幸町字東明5番地	豊橋市、田原市
有限会社 マルイ紙業 代表取締役 氏原 憲志	豊橋市神野新田町字タノ割38-3	豊橋市
中日金属工業 株式会社 代表取締役 夏山 典明	豊橋市岩屋町字岩屋下88-1	豊橋市
豊橋市栄産業有限会社 代表取締役 夏山 行正	豊橋市三弥町字元屋敷54-1	豊橋市
サンエイ 株式会社 代表取締役 神谷 武之	豊橋市若松町字若松948	豊橋市
株式会社ビソー環境 代表取締役 金海 慶太郎	蒲郡市浜町81番地	蒲郡市
有限会社イワタ興業 代表取締役 岩田 大介	田原市石神町沖田12番地	田原市
株式会社河上澄夫商店 代表取締役 河上 貴夫	豊田市常磐町二丁目55番地	田原市
アールグリーン環境 山田 清隆	田原市姫見台82番地1	田原市
身障者環境有限会社 代表取締役 渡邊 員之	田原市野田町栗喰8番地	田原市
有限会社あさひ 代表取締役 富田 勝市	田原市野田町田尻85番地	田原市
エイト環境有限会社 代表取締役 鈴木 利和	田原市神戸町北山25番地1	田原市
株式会社宝環器センター 代表取締役 萩原 孝光	田原市高木町羽広62番地	田原市
株式会社ごみっこ 代表取締役 伊奈 三夫	田原市田原町北荒井21番地の9	田原市
有限会社ベリースマイルコーポレーション 代表取締役 儀間 郁夫	豊橋市植田町車塚101番地	田原市
株式会社富田組 代表取締役 富田 雅則	田原市大久保町黒河22番地の640	田原市

株式会社コンドーリサイクル 代表取締役 河合 優毅	田原市神戸町大坪133番地1	田原市
おそうじ本舗田原店 牧原 久士	田原市赤石三丁目1番地2-301	田原市
株式会社加藤土木解体 代表取締役 加藤 高志	田原市仁崎町浜辺4番地	田原市
株式会社環境むかい 代表取締役 遠山 大樹	北設楽郡設楽町川向字向山6番地2	設楽町

別表 4 一般廃棄物の量及び指定搬入先等

種類			区分	収集運搬等	廃棄物の量 (t)	収集又は 排出区域	収集方法	廃棄物の指定搬入 先
家庭ごみ	可燃ごみ (在宅医療廃棄物を含む)		収集		37,053	市内一円	ステーション回収	豊川市清掃工場
					12		訪問収集	
			持込み 許可業者		273		—	
	不燃ごみ (小型家電リサイクル 対象品目を含む)		収集		1,038		ステーション回収	豊川市資源化施設 豊川市一般廃棄物 三月田最終処分場
					1		訪問収集	
			持込み 許可業者		63		—	
	資源	紙類	収集		5,156		ステーション回収	豊川市資源化施設 豊川市処理センター 委託業者 豊川市一般廃棄物 三月田最終処分場
		古着・タオル類			215			
		金属・カン類			567			
		ビン類			1,048			
		ペットボトル			648			
		白色トレイ			22			
		廃食用油			13			
	資源 (ステーション収集を 除く)		収集		1		訪問収集	—
			持込み 許可業者		1			
	刈草・剪定枝		持込み		167		—	豊川市資源化施設
	危険ごみ		収集		122		ステーション回収	豊川市処理センター 豊川市一般廃棄物 三月田最終処分場
					1		訪問収集	
			持込み 許可業者		1		—	
	粗大ごみ (家電リサイクル対象 品目を除く) (小型家電リサイクル 対象品目を含む)		収集		23		戸別収集	豊川市処理センター
			持込み 許可業者		2,900		—	
	その他 (プラスチック等)		持込み		36		—	一般廃棄物処分業 許可業者
	集団回収		持込み		750		—	資源化事業者
	家電リサイクル法 対象品目		収集		5		戸別収集	豊川市処理センター
			持込み 許可業者		23		—	一時保管後、市の委託 を受けた者が指定引取 場所へ運搬
							戸別収集	日通東愛知運輸(株) 本社営業所 岡山県貨物運送(株) 豊川営業所 (指定引取場所)

事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者	10,199	市内一円	—	豊川市清掃工場
		持込み	4,309		—	
	可燃ごみ (一部の紙くず、刈草 及び木くず)	持込み	127		—	一般廃棄物処分業 許可業者 (業者により資源化)
		許可業者	(127)		—	
	可燃ごみ (食品残渣)	持込み	1		—	一般廃棄物処分業 許可業者 (業者により資源化)
		許可業者	(1)		—	
	不燃ごみ	持込み (公共等)	11		—	豊川市一般廃棄物 三月田最終処分場
	刈草・剪定枝	持込み	1,228		—	豊川市資源化施設
	粗大ごみ (布団類及び畳)	持込み	29		—	一般廃棄物処分業 許可業者 (破碎後、資源化又 は清掃工場へ)
			(29)		—	
	粗大ごみ(上記以外)	持込み	8		—	指定資源化施設 (委託業者)
食品残渣			35	生活協同 組合コープ あいち	—	※大府市で区域外 処分 オオブユニティ(株) リサイクルプラント 横根工場
ばいじん			[1800]	清掃工場	—	※武豊町で区域外 処分 (公財)愛知臨海 環境整備センター
合 計			66,086 (157)			

備考

- 1 ()内の数字は、許可業者による独自資源化分で内数とする。
- 2 区域外処分とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9項に基づき市の区域外に搬出し処理することをいう。
- 3 []内の数字は焼却処理後のばいじんのため、可燃ごみの再掲分として扱い合計に含めないものとする。

別表 5 本市の区域外から搬入される一般廃棄物の量等

区分 種類	収集運搬等	廃棄物の量 (t)	排出区域	廃棄物の指定搬入先
家電リサイクル 対象品目	豊橋市自らが運搬及び豊橋市の 一般廃棄物収集運搬業の許可を 受けた者	43	豊橋市内	日通東愛知運輸(株)本社営業 所 岡山県貨物運送(株)豊川営 業所 (指定引取場所)
	蒲郡市の一般廃棄物収集運搬業 の許可を受けた者	128	蒲郡市内	
	新城市	5	新城市内	
	田原市自らが運搬及び田原市の 一般廃棄物収集運搬業の許可を 受けた者	17	田原市内	
	設楽町の一般廃棄物収集運搬業 の許可を受けた者	3	設楽町内	
廃プラスチック 類	北設広域事務組合が委託した者	52	北設広域 事務組合 の区域内	加山興業株式会社 (破碎、押出成形により資源 化)
粗大ごみ (木くず、繊維く ず、畳)	北設広域事務組合が委託した者	114	北設広域 事務組合 の区域内	加山興業株式会社 (破碎、押出成形により資源 化)
合 計		362		

備考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 3 項の規定により関係市町より協議のあった廃棄物の処理予定数量については、小数第 1 位で四捨五入し整数とした。

別表6 中間処理施設

施設名	所在地	施設区分	形式	公称能力
豊川市清掃工場	豊川市平尾町親坂50番地	焼却・熔融	全連続燃焼ストーカー式焼却炉及びシャフト式ガス化熔融炉	67t／日(24h)×2
				65t／日(24h)×2
				計264t／日(24h)
豊川市資源化施設	豊川市長草町美佐々木28番地1	堆肥化・選別・破碎	堆肥化	16.0t／日(8h)
			不燃ごみ選別	6.0t／日(8h)
			資源(缶・ビン)選別	7.4t／日(8h)
豊川市処理センター	豊川市千両町上西ノ谷53番地の60	破碎・選別・梱包	ペットボトル圧縮梱包	3.20t／日(8h)×2
			蛍光管破碎処理	0.96t／日(8h)
			トレー減容	0.48t／日(8h)
加山興業株式会社	豊川市千両町数谷原662番地1他5筆	破碎・選別 押出成形	粗大ごみ(木類)破碎・選別	1,108.08t／日(24h)
			事業系可燃ごみ(刈草及び木くず)及び事業系粗大ごみ(木くず、布団類、畳)破碎・押出成形	押出成形
				202.56t／日(24h)
				破碎
				705.84t／日(24h)
				破碎
				306.69t／日(16h)
有限会社清水商店	豊川市穂ノ原3丁目14番地16	破碎	事業系粗大ごみ(木くず、畳)破碎機	木くず 4.56t／日(8h)
				畳 2.72t／日(8h)
株式会社山治紙業	豊川市伊奈町並松167番地	破碎	事業系可燃ごみ(紙くず)破碎機	4.08t／日(8h)
有限会社環境テクシス	豊川市白鳥町山桃5番1	破碎	事業系可燃ごみ(食品残渣)破碎機	4.0t／日(8h)

別表 7 搬入者別の内訳量及び処分方法 (単位:t)

搬入者	内訳量	処分方法	
収集	45,925	焼却 51,846	
		資源化 10,031(157)	
		焼却 2,496	
一般持込	9,227 (157)	破碎、選別 4,156 ⇒ 資源化 1,167	
		埋立 492	
		直接埋立 19	
許可業者	10,199		
区域外処理	35 [1,800]	資源(堆肥化) 35 (大府市内で処理) 埋立 1800 (公財) 愛知臨海環境整備センターで処理	
合 計	66,086 (157)		

備考

- 1 ()内の数字は、許可業者による独自資源化分で内数とする。
- 2 区域外処分とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9項に基づき市の区域外に搬出し処理することをいう。
- 3 []内の数字は焼却処理後のばいじんのため合計に含めないものとする。

別表 8 最終処分場 (容量には覆土分を含む。)

施設名	所在地	埋立面積 (㎡)	埋立容量 (m³)	残余容量 (m³)
豊川市一般廃棄物 深田最終処分場	豊川市千両町 深田31番地1	15,800	80,000	8,612
豊川市一般廃棄物 三月田最終処分場	豊川市千両町 三月田61番地1	19,000	105,000	61,828
豊川市一般廃棄物 金野最終処分場	豊川市御津町 金野籠田30番地	2,500	9,102	4,470

残余容量は令和5年2月末現在

別表 9 搬入者別の内訳量及び埋立量

搬入者	内訳量 (t)	埋立容量 (m ³)	埋立場所	埋立方法
豊川市 (不燃ごみ選別残渣)	582	1,164	豊川市一般廃棄物 深田最終処分場 三月田最終処分場 金野最終処分場	サンドイッチ工法 又はセル・サンド イッチ工法
豊川市 (資源選別残渣)	30	60		
豊川市 (清掃工場焼却残渣)	1,800	1,800	公益財団法人愛知臨海 環境整備センター 衣浦港3号地廃棄物最 終処分場 (知多郡武豊 町)	薄層埋立工法 片押工法

別表 10 適正処理困難物

区分	対象となる一般廃棄物（例）	処分先
有毒性のあるもの	・薬品類（農薬、劇薬） ・毒物	対象製品の製造、販売、修理等を行う者であって、これらの販売等に伴い、同種の使用済み製品を引き取ることができる者及び市内においてこれらの使用済み製品を再利用、再生利用又は適正に処理する施設、能力を有する者並びに一般廃棄物処分業の許可を有する者
危険性のあるもの	・廃酸、廃アルカリ ・塗料 ・プロパンガスボンベ ・消火器	
引火性のあるもの	・廃油 ・火薬	
著しく悪臭を発するもの	・腐敗性の液状廃棄物 ・汚泥	
その有する性質により市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の一般廃棄物の処理する施設の機能に支障が生じるもの	・自動車、オートバイ及びその部品 ・タイヤ、ホイール（自動車及びオートバイ用） ・バッテリー（車両用） ・船舶 ・農業用機械 ・FRP製品 ・業務用電化製品 ・ピアノ ・耐火金庫 ・建築廃材、構造物解体廃棄物 ・コンクリート製品 ・レンガ ・石膏ボード ・大型木材（太さ30cmを超えるもの） ・庭石、石塔、石柱、その他石製品 ・農業用ビニール ・特別管理一般廃棄物	

別表 1 1 排出禁止物

区分	対象となる一般廃棄物の種類	処分先
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9の規定による一般廃棄物広域的処理認定を受けた者が処理するもの	・ 廃パーソナルコンピュータ ・ 廃二輪自動車 ・ 廃FRP船 ・ 廃火薬類 ・ 廃消火器 ・ 廃密閉型蓄電池	当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）であって、一般廃棄物広域的処理認定を受けた者
資源の有効な利用の促進に関する法律における指定再資源化製品	・ 廃パーソナルコンピュータ	小型家電リサイクル法の認定事業者

2 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）

(1) 収集運搬計画

ア し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本市が許可する表1に掲げる業者により行うものとする。

表1 豊川市一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者

業者名	所在地
株式会社コヤマ	豊川市諏訪2丁目299番地
有限会社豊川東部衛生社	豊川市東新町16番地の2
有限会社豊川清掃舎	豊川市八幡町野路95番地
有限会社日本興業	豊川市牛久保町天王下45番地
有限会社セイブ衛生	豊川市御津町豊沢蔵下8番地1
株式会社宝環器センター	田原市高木町羽広62番地
有限会社小坂井衛生社	豊川市小坂井町北浦1番地

イ 計画する廃棄物の量及び指定搬入先は、表2のとおりとする

表2 廃棄物の量及び搬入先等

区分 種類	収集運搬	廃棄物の量 (kℓ)	収集区域	収集回数	廃棄物の搬入先
し尿	許可業者	1,018	市内一円	月1回又は申込の都度	豊川市処理場
浄化槽汚泥	許可業者	18,518	市内一円	浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく清掃の都度	

備考

浄化槽汚泥には、農業集落排水処理施設からの汚泥を含む。

(2) 中間処理計画

ア し尿及び浄化槽汚泥は、表 3 に掲げる施設に搬入する。

表 3 し尿・浄化槽汚泥下水道投入施設

施設名	所在地	形式	公称能力
豊川市処理場	豊川市堺町 2 丁目 4 3 番地	前処理＋前脱水方式＋下水道放流方式	73kℓ／日

イ 前処理後の分離液（脱水ろ液）は希釈の上、公共下水道に放流するものとする。

ウ 前処理により発生する処理残渣の量及び処分方法等は、表 4 のとおりとする。

表 4 搬入量及び処理残渣の量、処分方法

搬入者	搬入量	処理残渣量	処分方法	処分先
許可業者	19, 536kℓ	687 (脱水汚泥)	焼却（溶融）	豊川市清掃工場

(3) 処理施設の整備

豊川市処理場長寿命化総合計画に基づいて機器の設整備を行い、施設の延命化等を図る。

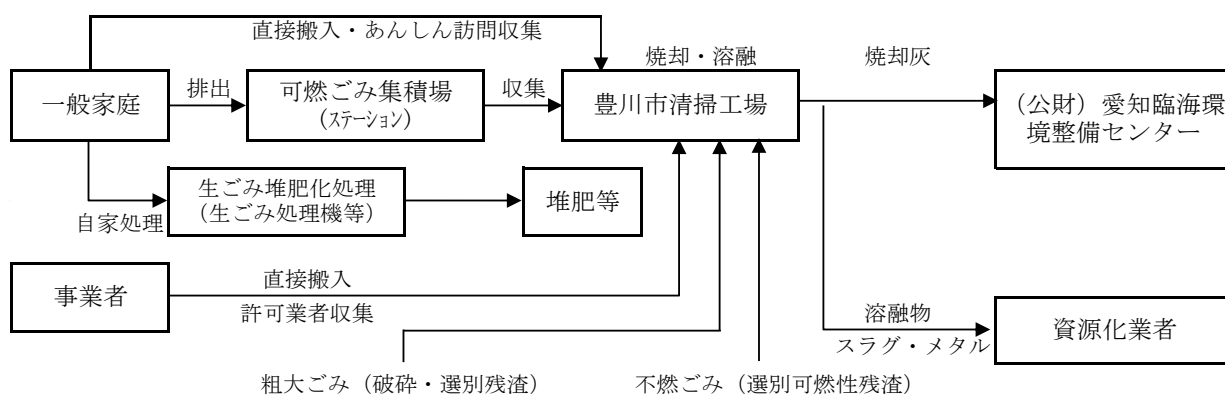
(4) 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の計画排出量並びに既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を鑑み、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わない。

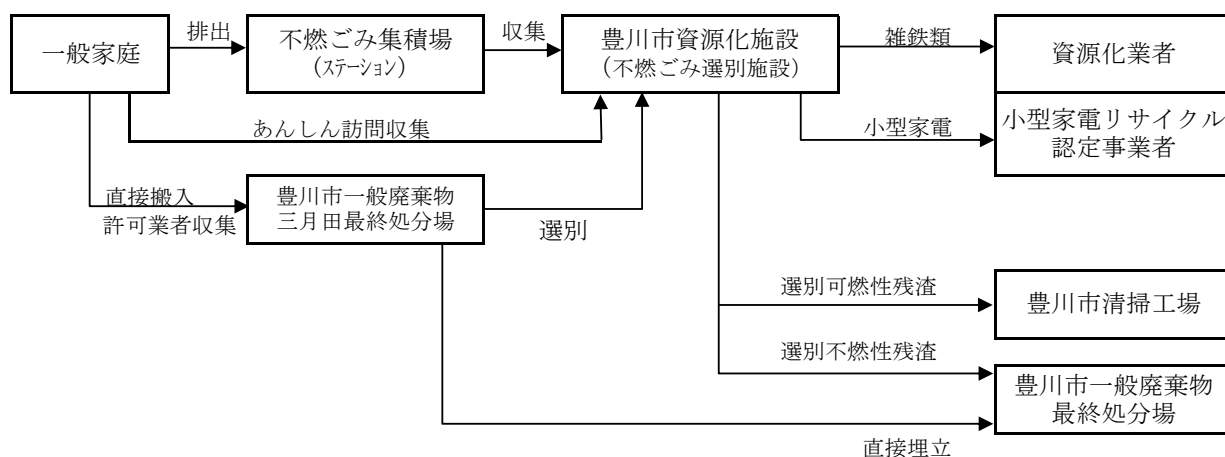
3 ごみ処理

(1) ごみ処理の流れ

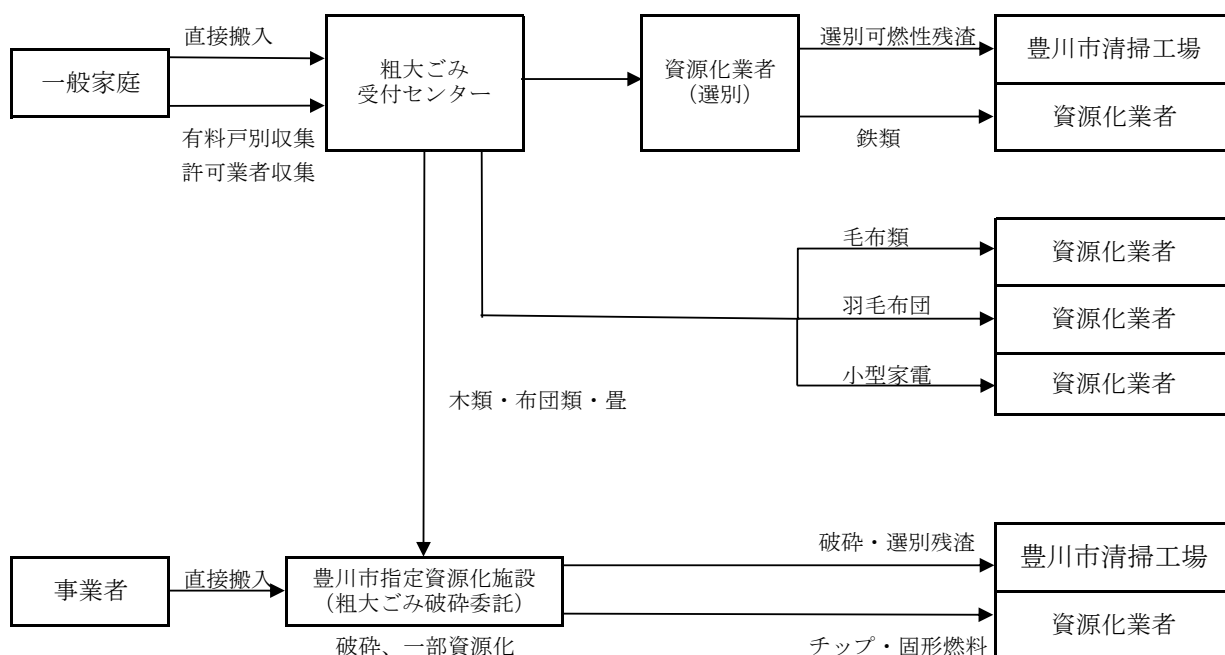
可燃ごみ



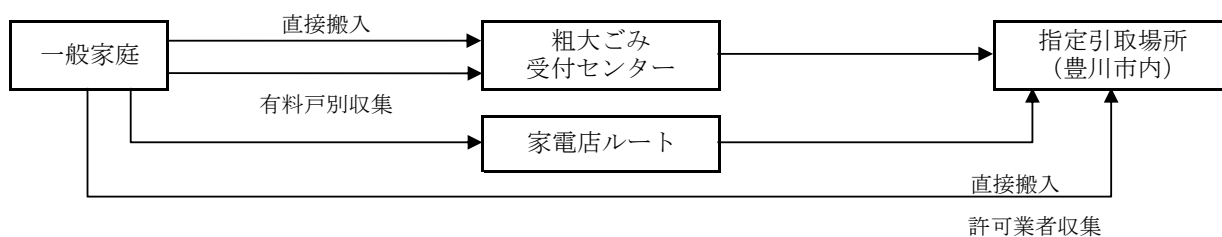
不燃ごみ



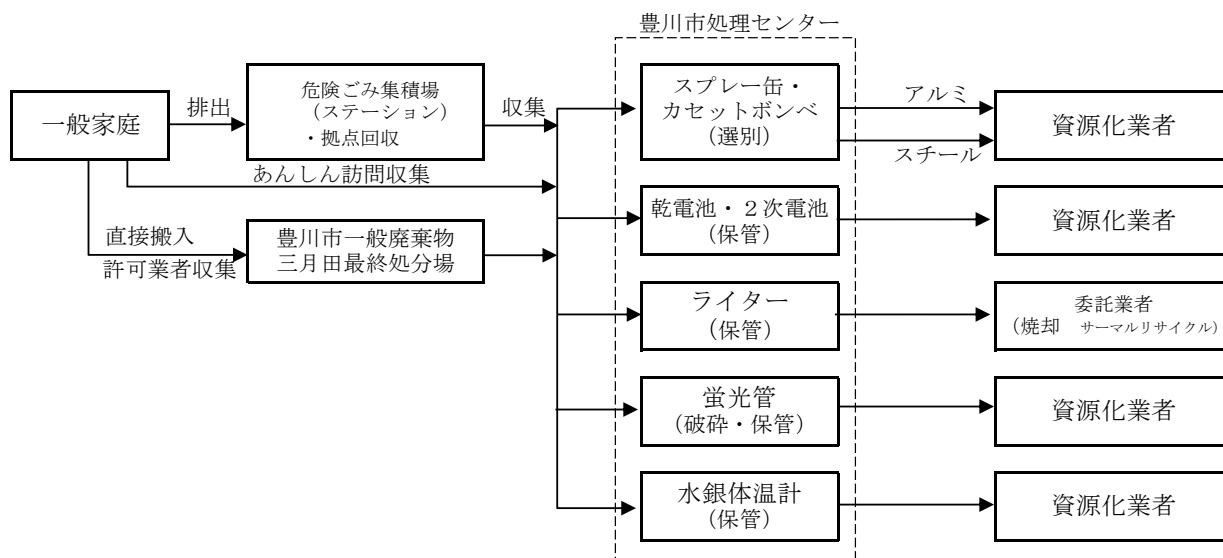
粗大ごみ



家電リサイクル法対象品目（小売店に取引義務がないもの）

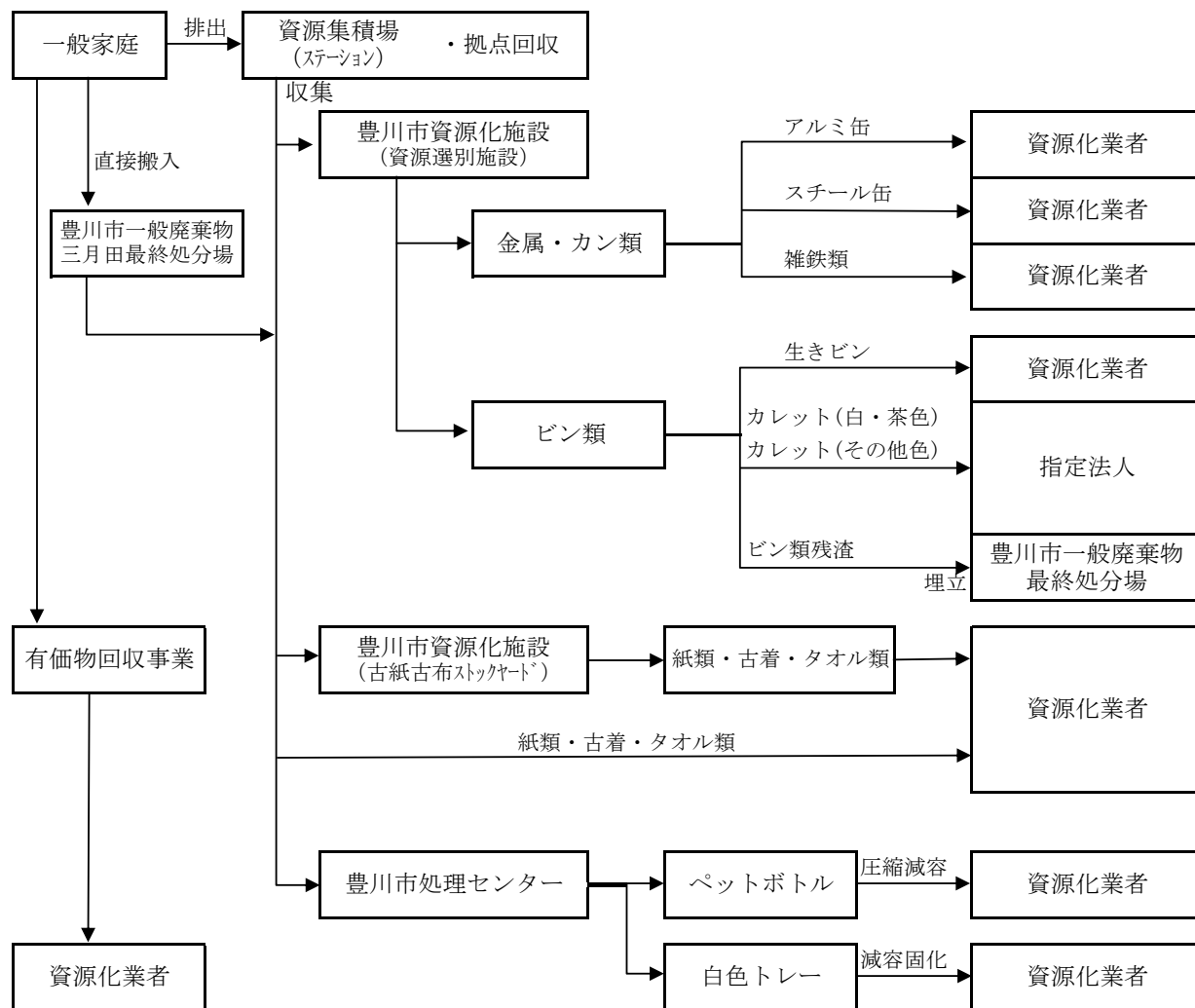


危険ごみ

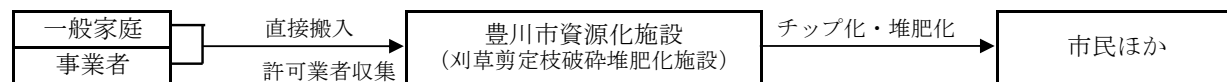


資 源

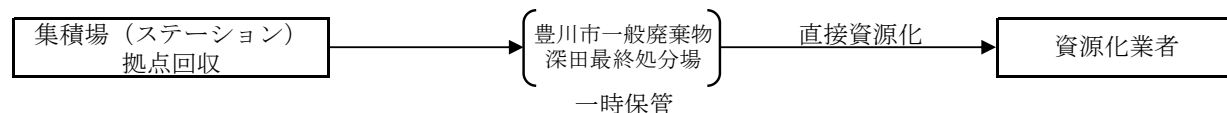
※金属・カン類、ビン類、紙類、古着・タオル類、ペットボトル、白色トレー



※刈草、剪定枝



※廃食用油



(2) 資源・家庭ごみの出し方

□ ごみの定期収集地区割表

収集区域 (小学校区)	可燃ごみ	不燃ごみ	危険ごみ	資 源
桜町・代田 三蔵子・千両	毎週 月・木曜日	毎月 第2・4水曜日	毎月 第2・4水曜日	毎週 火曜日
御油・国府 八南・平尾	毎週 月・木曜日	毎月 第2・4水曜日	毎月 第2・4水曜日	毎週 金曜日
金屋・中部 東部・豊	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3水曜日	毎月 第1・3水曜日	毎週 月曜日
豊川・桜木 牛久保・天王	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3水曜日	毎月 第1・3水曜日	毎週 木曜日
一宮東部・一宮西部 一宮南部	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3月曜日	毎月 第1・3木曜日	毎週 水曜日
萩・長沢・赤坂	毎週 火・金曜日	毎月 第2・4月曜日	毎月 第3木曜日	毎週 水曜日
御津北部 御津南部	毎週 火・金曜日	毎月 第1・3木曜日	毎月 第2・4木曜日	毎週 水曜日
小坂井東 小坂井西	毎週 月・木曜日	毎月 第1・3金曜日	毎月 第2・4金曜日	毎週 水曜日

□ ごみ等の出し方

【可燃ごみ】 可燃ごみ用指定袋により可燃ごみ集積場（ステーション）へ排出

【不燃ごみ】 不燃ごみ用指定袋により不燃ごみ集積場（ステーション）へ排出

【粗大ごみ】 次の方法による

- ・直接持込（粗大ごみ受付センター）
- ・戸別収集 粗大ごみ受付センターへ電話申込み後、粗大ごみシールを貼り付け、玄関先に置いておく
(粗大ごみ 1,050円／個 家電リサイクル法対象品目 2,100円／個)

【危険ごみ】 危険ごみ集積場（ステーション）に設置された専用コンテナに排出

【資 源】 次の区分による

- ・金属、カン類 空き缶その他金属類を洗浄して、専用コンテナに排出
- ・ビン類 洗浄して、専用コンテナに排出
- ・紙類 新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌・広告・雑がみの4種類に分別し、それぞれ縛って排出（雨の日は出さない）
- ・古着・タオル類 透明なビニール袋に入れて排出（雨の日は出さない）
- ・ペットボトル 必ずキャップとラベルを取り、洗浄し、つぶしてから専用の網袋に排出
- ・白色トレイ 洗浄し、乾かしてから専用の網袋に排出（雨の日は出さない）
- ・廃食用油 出来るだけ天かすなどごみを取り除き、ペットボトルなど密封できるものに入れて排出（通常の資源集積場（ステーション）では収集しない）

(3) 減量化・資源化方策実施状況

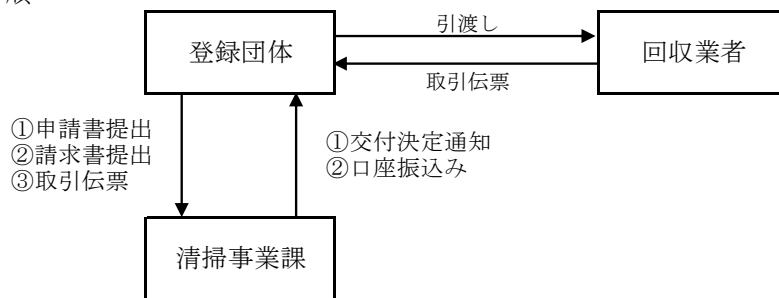
① 有価物回収事業補助

有価物（資源）回収を実施している団体に対して、実績に応じた補助金を交付し、ごみの減量化と資源化の推進を図る。

○補助内容

- ア 年2回以上資源回収を実施する団体を対象（要登録）
- イ 回収した資源の量に応じて補助金を交付
- ウ 補助金額は、4.5円/kg（令和5年度）

○交付手順



●令和5年度実績

- ・実施団体 52団体
- ・回収実績 699t
- ・補助金額 3,143,973円

② 指定ごみ袋制度

分別の徹底を図ることを目的として、可燃ごみ及び不燃ごみについては指定の袋により排出することとし、平成9年度に指定ごみ袋制度を導入した。

○可燃ごみ袋

- ・大きさ 800mm×650mm以下
- ・厚さ 0.03mm以上
- ・材質 低密度ポリエチレン
- ・色及び顔料 赤色透明（重金属顔料、その他有害顔料を使用しないこと）

○不燃ごみ袋

- ・大きさ 700mm×500mm以下
- ・厚さ 0.04mm以上
- ・材質 低密度ポリエチレン
- ・色及び顔料 無色透明

③ 小学生用副読本の作成、配布

小学4年生の社会科では、ごみに関する授業が取入れられており、この学習用の教材として副読本「地球にやさしい暮らし」を作成し、配布している。

- 令和5年度実績 B5 カラー 1,850部

④ ごみ分別説明会、環境学習講座等の開催

ごみの減量化、資源化の取り組みの推進を目的として、町内会や小中学校からの申込みを募集し、ごみ分別の説明会やパッカー車の派遣等を行っている。

また、食品ロス削減を啓発するためのクッキング講座や小学生の親子を対象とした、ごみの分別講座（ごみ分別チェック隊）を開催している。

●令和5年度実績

- | | | |
|-----------------------------|------|--------|
| ・ごみ分別説明会 | 5団体 | (224名) |
| ・出前講座 | 2小学校 | (76名) |
| ・パッカー車派遣 | 1小学校 | (92名) |
| ・ごみ分別講座 | 1回 | (10名) |
| ・食品ロスクッキング講座（人権生活安全課と共同で実施） | 25名 | |

⑤ 施設見学の受け入れ

ごみ処理の現場を直接見て、ごみに関する認識を新たにしてもらうため、小学4年生を始め各種団体等による清掃工場、最終処分場、資源化施設及び処理センターの見学を受け入れている。

●令和5年度実績

- | | | |
|---------|-----|--------|
| ・清掃工場 | 21回 | (784名) |
| ・最終処分場他 | 5回 | (237名) |

⑥ 「清掃の日」事業

昭和61年度に衛生委員協議会で9月23日を「清掃の日」と定めたことを契機に、現在は「豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例」に基づき、豊川市清掃の日を設け、春と秋の年2回、市民及び市内事業所の参加により市内に散乱する空き缶・空きびん等の回収を実施している。

●令和5年度実績

- ・第1回 令和5年5月21日開催
- ・第2回 令和5年9月24日開催

⑦ ごみ運搬用軽トラック貸渡事業

平成13年度から、主に粗大ごみ持ち込み用の車両の手配が困難な方に利用してもらう軽トラック貸し出し制度（令和4年10月より有料化）を始めた。市民に軽トラック3台貸し出すことで、家庭ごみの自己搬入や有価物回収事業を推進している。

●令和5年度実績

- | | |
|-------|---------|
| ・貸渡件数 | 1, 534件 |
| ・貸渡率 | 83.1% |

⑧ 子育て応援「リユース市」の開催

平成28年度から、家庭ごみの減量の取り組みの一環として、家庭にある「使わないけれど、捨てるのにはもったいない」子ども服・おもちゃ・育児用品を譲り受け、希望する方に無料で渡す子育て応援「リユース市」を開催した。

●令和5年度実績

- ・11月25日開催 出品数 5,919点

⑨ 粗大ごみリユース家具の提供

平成30年7月から、粗大ごみから修理等を必要としない使用可能な家具等を無償で提供する粗大ごみリユース推進事業を開始した。

開始時は不用品交換情報誌「月刊クルクル」で掲載していたが令和5年4月からは地域情報サイト「ジモティー」にて掲載している。

●令和5年度実績

- ・リユース家具提供件数 103件

⑩ ごみ分別カレンダーの全戸配布及び資源・ごみ分別アプリの導入

ごみ分別ルール・収集カレンダーを作成し、全戸配布している。

ごみの分別カレンダーは、外国人向けに外国版ごみカレンダー（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語）を作成し、外国人のごみ分別に対する更なる理解と協力を求めている。

また、新たな情報発信ツールとして、資源・ごみ分別アプリ（日本語、ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語）を配信している。

●令和5年度実績

- ・アプリダウンロード件数 2,668件（累計 15,093件）

⑪ 豊川市電動式生ごみ処理機購入費補助制度

家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化若しくは減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動式処理機の購入費の補助金を交付している。（購入費の1/2以内、上限15,000円）

●令和5年度実績

- ・補助金交付者 16名

⑫ 生ごみ消滅容器「豊川キエーロ」購入費補助制度

生ごみの減量化を図るため、電気や特別な菌等も必要のない（生ごみを土の中の微生物の働きにより分解）生ごみ消滅容器「豊川キエーロ」の購入費の補助金を交付している。（購入費の2/3以内、上限10,000円）

●令和5年度実績

- ・補助金交付者 8名（ベランダ型2名・据置型6名）

(4) ごみ処理施設の概要

本市のごみ処理施設は、可燃ごみの焼却施設として①清掃工場、不燃ごみの埋立地として②深田最終処分場、③三月田最終処分場、④足山田最終処分場、⑤金野最終処分場、⑥千両焼却灰最終処分場、及び⑦一宮焼却灰最終処分場、資源の分別処理施設として⑧処理センター（粗大ごみ受付センターを含む。）、平成２９年３月より供用を開始した⑨資源化施設の９施設である。

このうち、①⑥⑦⑧の４施設については、平成２２年２月に解散した豊川宝飯衛生組合から運営を引き継いだ施設である。

① 清掃工場

清掃工場は、生活様式の変化と、事業所等から排出されるごみ発生量の増加及びごみ質の多様化傾向に対処し、焼却に伴って発生するダイオキシン類の排出削減などにも対応したストーカー炉とシャフト炉式ガス化溶融炉を合わせた１日最大２６４ｔの処理施設である。

また、１・３号炉、及びし尿処理場から排出される汚泥を溶融処理することにより、焼却灰最終処分場の埋立処分量の削減や溶融物（スラグ・メタル）の資源化、熱エネルギーの有効活用により、生活環境の保全に配慮した施設となっている。

I 施設の概要

名称 豊川市清掃工場
所在地 平尾町親坂５０番地
敷地面積 ３１，３７３㎡



全体配置図

工場棟	A棟（１・３号炉）	B棟（５・６号炉）
処理能力	67 t / 24 h × 2 炉	65 t / 24 h × 2 炉
工期	着工：平成元年 7 月 竣工：平成 4 年 3 月	着工：平成 1 2 年 6 月 竣工：平成 1 5 年 3 月
総事業費	4 3 億 5，1 1 1 万円	9 9 億 4，8 7 5 万円
炉型式	全連続燃焼ストーカー式焼却炉	シャフト炉式ガス化溶融炉
工場棟	延床面積 4,875.31㎡ 地上 5 階 地下 1 階	延床面積 9,320.93㎡ 地上 6 階 地下 2 階
溶融物	———	スラグ・メタルは資源として利用
管理棟	鉄筋コンクリート造 床面積 418.17㎡	
付属建物	計量棟、手洗洗車棟、自動洗車場、車庫棟、スラグ仮置棟、収集車用車庫 計 723.71㎡	

II 施設の特徴

公害防止 排ガスのばいじん及び有害ガス成分は、窒素酸化物除去装置、排ガス除去装置、集じん装置により、基準値以下となるように処理している。

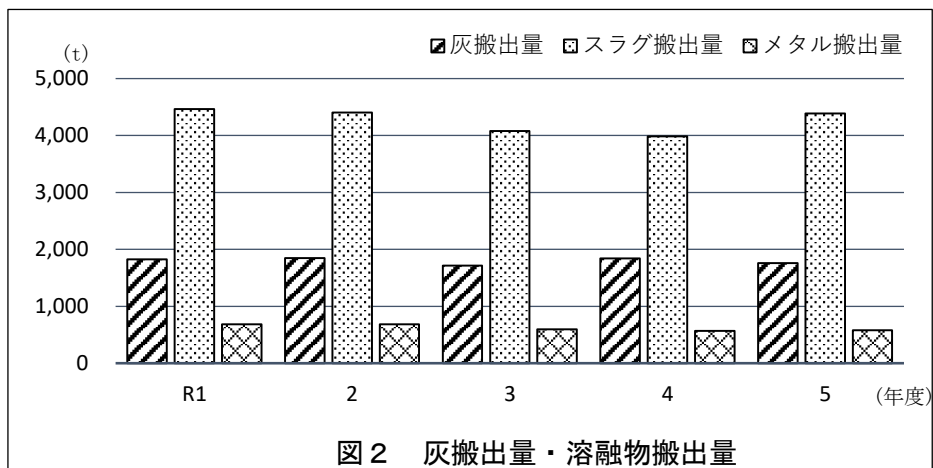
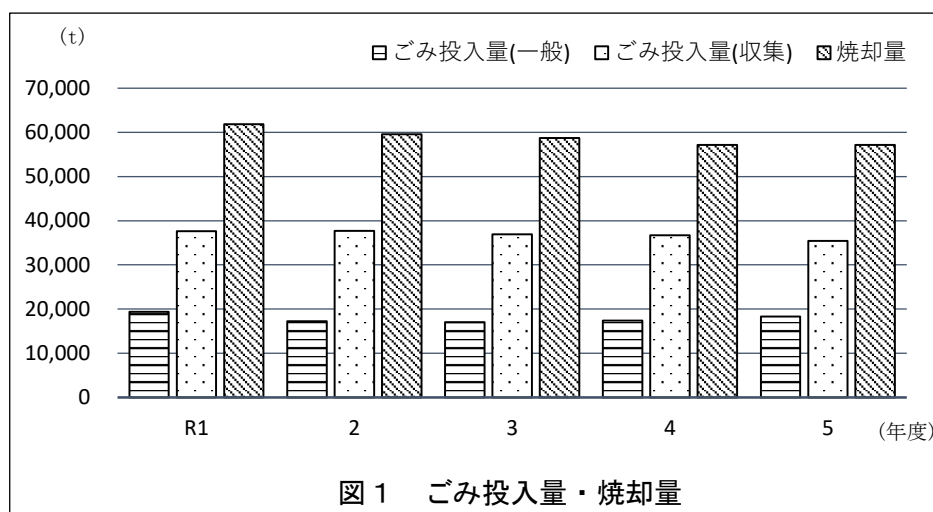
施設内で発生する排水は、水処理設備で処理後、場内で再利用している。

余熱利用 焼却炉で発生する高温燃焼ガスを利用して、蒸気タービン発電、場内の冷暖房、給湯及び隣接する場外余熱利用施設へ熱を供給している。

III 清掃工場ごみ投入量等（単位：t）

年度	ごみ投入量		焼却量	灰搬出量	溶融物搬出量	
	一般(※)	収集			スラグ	メタル
R1	19,396	37,603	61,864	1,827	4,462	684
2	17,228	37,722	59,545	1,848	4,402	684
3	17,015	36,920	58,700	1,713	4,077	594
4	17,382	36,680	57,128	1,842	3,986	569
5	18,326	35,433	57,143	1,761	4,389	579

(※) ごみ投入量(一般)＝持ち込み＋粗大ごみ処理後残渣＋医療系廃棄物



② 深田最終処分場

市内の一般家庭から出る不燃ごみを埋め立てている。

雨水の浸透による周辺土壌の汚染を未然に防止するため、埋立地全面に遮水シートを張り、また周辺地下水の水質検査を定期的に行うことで、汚水の流出防止に努めている。

遮水シートにより汚水調整槽に集めた埋立区域内の汚水は、接触曝気法による生物処理、凝集沈殿による物理化学処理、砂ろ過及び活性炭吸着処理を行う水処理施設で処理している。

I 施設の概要

名称	豊川市一般廃棄物深田最終処分場
所在地	千両町深田 3 1 番地の 1
敷地面積	23,300 m ²
埋立地面積	15,800 m ²
埋立容量	80,000 m ³
埋立工法	サンドイッチ工法
埋立期間	平成3年4月から
建設事業費	649,921 千円



浸出水処理施設

II 埋立地施設内容

遮水シート	ゴムシート（厚さ 1.5 mm）
雨水等集排水設備	U型側溝・有孔ヒューム管
保有水集水設備	有孔ヒューム管
飛散防止設備	フェンス（高さ 1.8 m）

III 浸出水処理

処理方式 凝集処理→生物処理→砂ろ過→活性炭吸着処理→消毒→放流

処理能力 70 m³/日

処理水質	BOD	20 mg/ℓ以下	・	COD	20 mg/ℓ以下
	SS	20 mg/ℓ以下	・	T-N	20 mg/ℓ以下
	Fe	10 mg/ℓ以下	・	pH	6.0～8.0

IV 水処理施設設備の概要

前処理設備	汚水原水槽	1 槽	除砂装置	一式	汚水調整槽	1 槽
主処理設備	pH調整槽	1 槽	混和・凝集槽	2 槽	凝集沈殿槽	2 槽
	中和槽	2 槽	接触曝気槽	3 槽	接触曝気沈殿槽	1 槽
	接触脱窒槽	1 槽	ろ過原水槽	1 槽	処理水槽	1 槽
	砂ろ過器	1 基	活性炭吸着塔	2 基	消毒槽	1 槽
汚泥処理設備	汚泥濃縮槽	1 槽	汚泥貯留槽	1 槽		
	脱水機	1 基	ケーキ貯留ホッパー	1 基		

③ 三月田最終処分場

市内の一般家庭から出る不燃ごみを埋め立てている。

場内に降り込んだ雨水による土壌汚染を防止するため、遮水シートを二重に敷設し、これを52のブロックに分割して、ブロックごとに水質及び水量の変化の有無を監視し、安全性の確認を行っている。

汚水調整槽に集めた埋立区域内の汚水は、接触曝気法による生物処理、凝集沈殿による物理化学処理、砂ろ過、活性炭吸着処理及び重金属キレート吸着処理を行う水処理施設で処理している。

I 施設の概要

名称	豊川市一般廃棄物三月田最終処分場
所在地	千両町三月田61番地の1
敷地面積	48,200 m ²
埋立地面積	19,000 m ²
埋立容量	105,000 m ³
埋立工法	セル・サンドイッチ工法
埋立期間	平成11年4月から
建設事業費	1,894,118千円



排水処理施設

II 埋立地施設内容

遮水シート	保護マット付き二重合成ゴムシート（厚さ1.5mm）
雨水等集排水設備	U型側溝・有孔管
保有水集水設備	有孔管
飛散防止設備	フェンス（高さ1.8m）
漏水検知設備	基準水押込吸引測定

III 浸出水処理

処理方式	凝集処理→生物処理→砂ろ過→活性炭吸着→キレート吸着→消毒→放流				
処理能力	65 m ³ /日				
処理水質	BOD	10 mg/ℓ以下	・	COD	20 mg/ℓ以下
	SS	20 mg/ℓ以下	・	T-N	10 mg/ℓ以下
	pH	6.5～8.5			

IV 水処理施設設備の概要

前処理設備	集水ピット	1槽	沈砂槽	1槽	汚水調整槽	1槽
主処理設備	中和槽	2槽	脱窒槽	2槽	接触曝気槽	2槽
	硝化槽	1槽	混和槽	1槽	凝集槽	1槽
	凝集沈殿槽	1槽	ろ過原水槽	1槽	砂ろ過塔	1基
	活性炭吸着塔	1基	キレート吸着塔	1基		

	処理水槽	1 槽	消毒槽	1 槽		
汚泥処理設備	汚泥ピット	1 槽	汚泥中和槽	1 槽	汚泥濃縮槽	1 槽
	汚泥貯留槽	1 槽	汚泥脱水機	1 基	汚泥ホッパー	1 基

④ 足山田最終処分場

市内の一般家庭から出る不燃ごみを埋め立てていたが、平成25年3月を以って埋立てを終了した。

雨水の浸透による周辺土壌の汚染を未然に防止するため、埋立地全面に遮水シートを張り、また放流水と地下水の水質検査を定期的に行うことで、汚水の流出防止に努めるとともに、施設廃止に向けた監視を継続している。

遮水シートにより汚水調整槽に集めた埋立区域内の汚水は、接触曝気法による生物処理、凝集沈殿による物理化学処理、砂ろ過を行う水処理施設で処理している。

I 施設の概要

名称	豊川市一般廃棄物足山田最終処分場
所在地	足山田町小金16番地3
敷地面積	5,020 m ²
埋立地面積	4,300 m ²
埋立容量	17,856 m ³
埋立工法	サンドイッチ工法
埋立期間	昭和61年4月から平成25年3月まで（埋立終了）

II 埋立地施設内容

遮水シート	ゴムシート（厚さ1.5mm）
雨水等集排水設備	U型側溝
保有水集水設備	有孔ヒューム管
飛散防止設備	フェンス（高さ1.8m）

III 浸出水処理

処理方式	生物処理→凝集処理→砂ろ過→消毒→放流
処理能力	33 m ³ /日（平均）・123 m ³ /日（最大）
処理水質	BOD 20 mg/ℓ以下 ・ COD 20 mg/ℓ以下

IV 水処理施設設備の概要

前処理設備	集水ピット	1 槽	沈砂槽	1 槽	汚水調整槽	1 槽
主処理設備	中和槽	1 槽	接触曝気槽	1 槽	pH調整槽	1 槽
	急速攪拌槽	1 槽	緩速攪拌槽	1 槽	凝集沈殿槽	1 槽

ろ過原水槽	1 槽	砂ろ過塔	1 基	処理水槽	1 槽
消毒槽	1 槽	放流槽	1 槽		
汚泥処理設備	汚泥濃縮槽	1 槽	汚泥貯留槽	1 槽	

⑤ 金野最終処分場

市内の一般家庭から出る不燃ごみを埋め立てている。

雨水の浸透による周辺土壌の汚染を未然に防止するため、埋立地全面に遮水シートを張り、また放流水と地下水の水質検査を定期的に行うことで、汚水の流出防止に努めている。

遮水シートにより汚水調整槽に集めた埋立区域内の汚水は、接触曝気法による生物処理、凝集沈殿による物理化学処理、砂ろ過及び活性炭吸着処理を行う水処理施設で処理している。

I 施設の概要

名称	豊川市一般廃棄物金野最終処分場
所在地	御津町金野籠田 3 0 番地
敷地面積	6, 3 5 5 m ²
埋立地面積	2, 5 0 0 m ²
埋立容量	9, 1 0 2 m ³
埋立工法	サンドイッチ工法
埋立期間	平成 6 年 4 月から

II 埋立地施設内容

遮水シート	ゴムシート（厚さ 1. 5 mm）
雨水等集排水設備	U型側溝
保有水集水設備	有孔ヒューム管
飛散防止設備	フェンス（高さ 1. 8 m）

III 浸出水処理

処理方式 凝集処理→生物処理→砂ろ過→活性炭吸着→消毒→放流

処理能力 1 5 m³／日

処理水質	BOD	1 0 mg／ℓ以下	・	COD	2 0 mg／ℓ以下
	SS	2 0 mg／ℓ以下	・	pH	5. 8～8. 6

IV 水処理施設設備の概要

前処理設備	汚水原水槽	1 槽	除砂装置	一式	汚水調整槽	1 槽
主処理設備	中和槽	1 槽	接触曝気槽	3 槽	混和槽	1 槽
	沈殿槽	1 槽	凝集槽	1 槽	ろ過原水槽	1 槽
	砂ろ過塔	1 基	活性炭吸着塔	2 基	処理水槽	1 槽
	消毒槽	1 槽				
汚泥処理設備	汚泥濃縮槽	1 槽	汚泥貯留槽	1 槽		

⑥ 千両焼却灰最終処分場

焼却灰の埋立処分場であるが、現在埋立てを終了し、施設廃止に向け浸出水の処理施設のみ稼働している。

I 施設の概要

名称	豊川市千両焼却灰最終処分場
所在地	千両町下ノ市場129番地
敷地面積	11,274 m ²
埋立地面積	7,896 m ²
埋立容量	24,641 m ³
埋立工法	サンドイッチ工法
埋立期間	平成3年4月から平成8年3月まで（埋立終了）

II 浸出水処理

処理方式	凝集処理→砂ろ過→pH調整→放流		
処理能力	30 m ³ /日		
処理水質	BOD 60 mg/ℓ以下	・	COD 90 mg/ℓ以下
	SS 60 mg/ℓ以下	・	pH 5.8～8.6

⑦ 一宮焼却灰最終処分場

清掃工場から発生する焼却灰の埋立処分場であるが、令和3年度末で埋立てを終了し、施設廃止に向け浸出水の処理施設のみ稼働している。

浸透水による地下水汚染を未然に防止するため、埋立地全面に二重遮水シートを張り、電流式の漏水検知システムを採用しシートの遮水機能を監視、地下水の汚染防止を図っている。

また、埋立区域内の汚水を処理する浸出水処理施設は、重金属キレート処理、ダイオキシン類のオゾン酸化、紫外線処理を行うなど高度な処理設備により周辺地域の環境保全に努めている。さらに平成26年度から処理水の放流先を河川から公共下水道に変更している。

I 施設の概要

名称	豊川市一宮焼却灰最終処分場
所在地	上長山町一ノ沢80番地
敷地面積	40,080 m ²
埋立地面積	12,230 m ²
埋立容量	84,493 m ³
埋立工法	サンドイッチ工法
埋立期間	平成11年4月から令和4年3月まで（埋立終了）

II 埋立地施設内容

貯留堰堤	逆T字型コンクリート擁壁
遮水シート	二重シート 上部 高密度ポリエチレンシート（厚さ1.5mm） 下部 アスファルト含浸シート（厚さ4.0mm）
雨水等集排水設備	側溝、湧水集水管、防災調整池
保有水集水設備	有孔ヒューム管
飛散防止設備	防砂フェンス、散水設備

III 浸出水処理

処理方式	凝集処理→生物処理→膜処理→オゾン酸化処理→紫外線（UV）処理 →活性炭吸着処理→キレート吸着処理→消毒→放流（公共下水道へ）		
処理能力	60 m ³ /日		
処理水質	BOD 160 mg/ℓ以下	・ COD 25 mg/ℓ以下	
	SS 200 mg/ℓ以下	・ T-N 120 mg/ℓ以下	
	pH 5.8～8.6		

○ 令和5年度最終処分場埋立量（単位：m³）

	深田最終処分場	三月田最終処分場	金野最終処分場
埋立量合計	254	126	638
埋立量(※)	15	99	634
覆土量	239	27	4
残余容量	8,358	61,619	3,832

（注）埋立量は、深田・三月田・金野＝不燃選別残渣量等のこと。

⑧ 処理センター

処理センターでは、ペットボトルと白色トレイの分別・減容処理、蛍光管の破碎処理・保管、乾電池・2次電池及びスプレー缶の一時保管を行い、再生業者に引き渡し資源化している。

また、平成13年度からの家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行に伴い、粗大ごみ集積場（ステーション）を廃止し、持ち込み方式に変更するため、処理センター内に粗大ごみ受付センターを新設した。

I 施設（処理センター）の概要

名称	豊川市処理センター		
所在地	千両町上西ノ谷53番地の60		
敷地面積	10,841.52 m ²		
建物面積	管理棟131.30 m ²	作業場715.32 m ²	計846.62 m ²
処理能力	ペットボトル減容機	6.40 t/日	
	リサイクル型蛍光管破碎機	0.96 t/日	
	白色トレイ減容機	0.48 t/日	

Ⅱ 施設（粗大ごみ受付センター）の概要

名称	粗大ごみ受付センター
所在地	千両町上西ノ谷 6 1 番地 1
建物面積	倉庫 4 2 0 . 0 0 m ² 付属建物 2 . 4 8 m ² 計 4 2 2 . 4 8 m ²

Ⅲ 粗大ごみ収集実績表（単位：t）

品 目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
鉄 類	467	503	460	412	397
木 類	1, 726	1, 843	1, 707	1, 576	1, 590
布団類	445	447	413	389	375
その他	254	351	330	282	270
合 計	2, 892	3, 144	2, 910	2, 659	2, 632

（注）収集量は、直接搬入と戸別収集の合計

Ⅳ 粗大ごみ戸別収集実績表（単位：t）

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数	795	911	878	802	872
収集個数	1, 594	1, 646	1, 696	1, 528	1, 652

⑨ 資源化施設

資源化施設は、更なる資源化率向上と焼却量の削減を図るため、刈草や剪定枝の破碎堆肥化、缶やビンの選別、不燃ごみの破碎選別、古紙及び古布のストックヤード機能を持つ循環型社会づくりの拠点となる施設として整備した。

なお、従前の資源化施設である、最終処分場延命化暫定施設と資源選別暫定施設については、平成 2 8 年度末に廃止し、令和元年度に解体撤去した。

I 施設の概要

名称	豊川市資源化施設
所在地	長草町美佐々木 2 8 番地 1
敷地面積	約 1 5 , 0 0 0 m ²
建物面積	(1) 刈草剪定枝破碎堆肥化施設 2 , 2 0 0 . 8 4 m ² (2) 不燃ごみ・資源選別施設 9 9 6 . 5 7 m ² (3) 古紙古布ストックヤード 7 1 2 . 3 2 m ² (4) 計量棟 5 4 . 9 0 m ²
供用開始	平成 2 9 年 3 月から

Ⅱ 処理能力

- (1) 刈草剪定枝破碎堆肥化施設 16.0 t／日
- (2) 不燃ごみ選別施設 6.0 t／日
- (3) 資源選別施設 金属・缶類2.2 t／日 ・ ビン類5.2 t／日
- (4) 古紙古布ストックヤード（取扱量）
紙類8,000 t／年 ・ 古着類800 t／年

Ⅲ 刈草・剪定枝搬入実績表（単位：t）

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
刈 草	家庭	19	20	16	21	20
	事業	688	656	529	685	622
剪定枝	家庭	102	152	147	144	159
	事業	905	665	599	565	446

Ⅳ 堆肥・チップ・膨潤品搬出実績表（単位：t）

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
堆肥	465	502	439	595	536
チップ・膨潤品	933	526	434	674	446

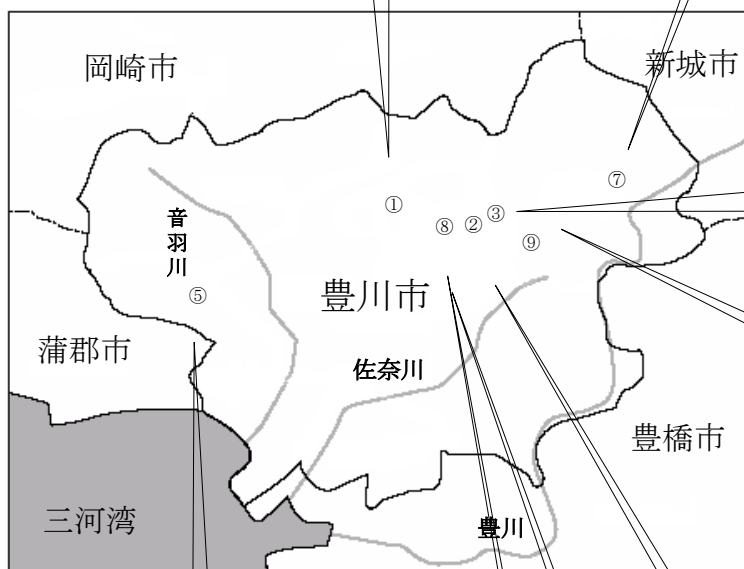


刈草剪定枝破碎堆肥化施設／不燃ごみ・資源選別施設／計量棟



古紙古布ストックヤード

(5) 施設位置図



(注) ④足山田最終処分場、⑥千両焼却灰最終処分場については、ページの都合で割愛。

(6) ごみ種類別排出量

区 分		単位	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
可燃 ごみ	収集	t	48,836	47,703	47,195	47,021	46,383
	持込	t	5,544	4,528	4,347	4,862	5,294
小 計		t	54,380	52,231	51,542	51,883	51,677
不燃 ごみ	収集	t	1,151	1,288	1,040	772	629
	持込	t	289	66	57	56	53
小 計		t	1,440	1,354	1,097	828	682
危険 ごみ	スプレー缶	t	58	61	54	50	49
	ガスライター	t	4	5	4	4	3
	乾電池	t	34	55	44	49	30
	蛍光管・体温計	t	14	15	18	11	18
		(本)	(90,350)	(98,865)	(87,510)	(76,120)	(65,295)
小 計		t	110	136	120	114	100
粗大ごみ		t	2,934	3,157	2,913	2,668	2,649
小 計		t	2,934	3,157	2,913	2,668	2,649
資源	スチール缶	t	341	321	297	272	252
	アルミ缶	t	205	272	274	251	253
	ビン類	t	1,070	1,084	1,054	1,023	959
	紙類	t	5,289	5,423	5,134	4,775	4,416
	古着	t	220	246	206	186	181
	ペットボトル	t	619	639	653	663	627
	白色トレイ	t	23	23	21	19	23
	廃食用油	t	12	13	13	11	11
	刈草・剪定枝	t	1,714	1,493	1,291	1,415	1,247
小 計		t	9,493	9,514	8,943	8,615	7,969
ごみ総排出量		t	68,357	66,392	64,615	64,108	63,077
有価物回収量		t	1,560	741	706	812	699
合 計		t	69,917	67,133	65,321	64,920	63,776

(7) 資源化率

項 目	単位	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総資源化量	t	17,916	16,832	15,972	15,564	15,034
リサイクル率	%	26.6	25.7	25.1	24.0	23.6

(注1) 「総資源化量」は、一般廃棄物処理事業実態調査より

(注2) 「リサイクル率」＝「総資源化量」／（「ごみ総排出量」＋「有価物回収量」）×100

(8) ごみ処理経費

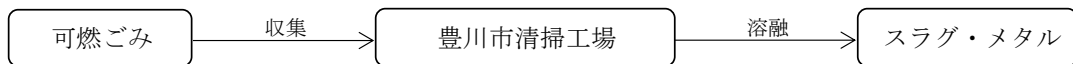
項 目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみ発生量(t)	69,917	67,133	65,321	64,920	63,776
人口(人)	186,689	186,780	186,691	186,476	186,364
ごみ処理経費(千円)	2,244,158	2,322,322	2,358,011	2,477,917	2,751,220
1 tあたりごみ処理費(円/t)	32,098	34,593	36,099	38,169	43,139
1 人あたりごみ処理費(円/人)	12,021	12,433	12,631	13,288	14,763

(注1) 人口は、各年度9月末現在の住民基本台帳人口

(注2) ごみ処理経費には、啓発指導・事務費を含み、施設建設などの投資的経費は含まない。

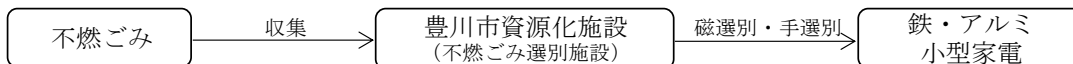
(9) 主な資源化物売払状況

可燃ごみ



品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
スラグ	売払量	(t)	2,650	2,934	3,521	3,518	3,302
	売払金額	(円)	433,867	464,026	580,945	580,489	544,813
メタル	売払量	(t)	684	684	594	569	579
	売払金額	(円)	111,911	112,876	98,006	93,899	95,543

不燃ごみ

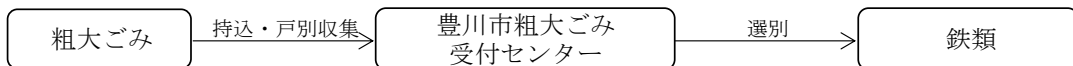


品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
雑鉄類	売払量	(t)	53	0	98	61	55
	売払金額	(円)	64,715	0	364,025	1,144,527	1,089,104
小型家電 (高品位)	売払量	(t)	⁰ (1t未満)	⁰ (1t未満)	⁰ (1t未満)	⁰ (1t未満)	2
	売払金額	(円)	35,100	120,920	176,800	166,375	504,731
小型家電 (低品位)	売払量	(t)	79	0	160	110	66
	売払金額	(円)	8,514	0	3,884,826	4,906,407	3,065,827

(注1) 鉄は、令和元年10月から令和3年9月まで逆有償。それ以外は売払い。

(注2) 小型家電（低品位）は、令和30年度、令和元年10月から2年度まで逆有償。それ以外売払。

粗大ごみ

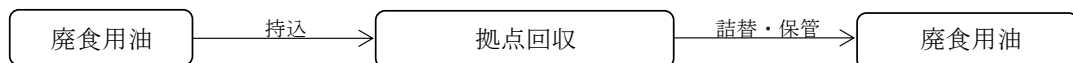


品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
鉄類	売払量	(t)	239	0	0	412	397
	売払金額	(円)	77,523	0	0	4,601,963	6,644,770
小型家電 (低品位)	売払量	(t)	104	0	269	229	218
	売払金額	(円)	11,246	0	6,528,940	10,232,739	9,948,399

(注1) 鉄は、令和元年10月から3年度まで逆有償。それ以外は売払。

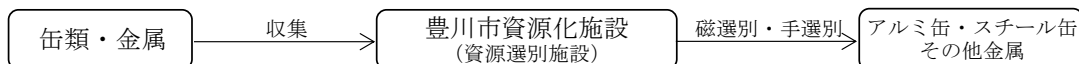
(注2) 小型家電（低品位）は、30年度、元年10月から3月、2年度は逆有償。それ以外は売払。

拠点回収

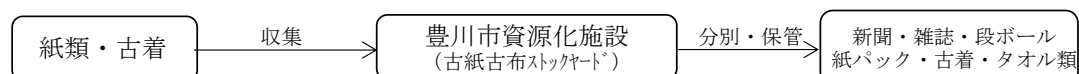


品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
廃食用油	売払量	(L)	12,980	13,420	13,200	11,440	11,000
	売払金額	(円)	84,847	88,572	87,120	75,504	72,600

資 源

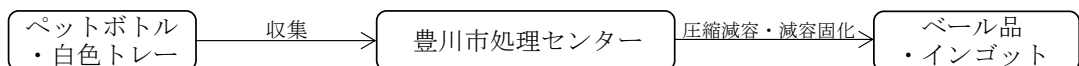


品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
アルミ缶	売払量	(t)	205	272	274	251	253
	売払金額	(円)	24,632,640	28,411,273	54,927,456	62,791,527	58,641,431
スチール缶 (その他金属含む)	売払量	(t)	341	321	297	273	252
	売払金額	(円)	4,961,571	4,945,874	11,228,502	12,863,711	10,601,795



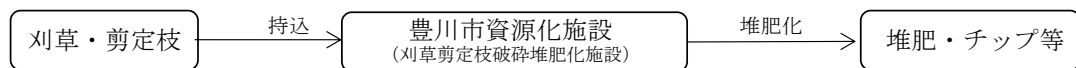
品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新聞	売払量	(t)	1,749	1,750	1,676	1,524	1,354
	売払金額	(円)	13,683,971	7,520,711	18,871,175	37,681,336	21,101,282
雑誌	売払量	(t)	1,849	1,778	1,674	1,563	1,453
	売払金額	(円)	11,303,141	6,034,975	15,769,843	31,557,519	17,188,234
段ボール	売払量	(t)	1,647	1,843	1,735	1,645	1,565
	売払金額	(円)	13,725,305	16,183,118	25,539,631	37,428,395	21,909,035
紙パック	売払量	(t)	44	51	49	44	44
	売払金額	(円)	538,138	594,528	618,221	882,860	855,470
古着・ タオル類	売払量	(t)	220	246	206	186	181
	売払金額	(円)	0	0	9,160	59,106	105,244

(注1) 小坂井・御津地区分については、直接資源化業者に搬入。



品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ペットボトル	売払量	(t)	610	622	639	650	617
	売払金額	(円)	31,154,694	18,058,485	24,030,692	63,314,451	44,826,816
白色トレイ 減容品 (インゴット)	売払量	(t)	23	25	21	18	24
	売払金額	(円)	198,593	208,901	231,110	350,933	677,688

(注) 圧縮梱包・減容固化後の売払いにつき、「(6)ごみ種類別排出量」とは数値が異なる。



品 目			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
堆肥	台数	(台)	1,075	948	868	1,048	975
	搬出量	(t)	465	502	439	595	536
チップ 膨潤品	台数	(台)	489	493	644	800	593
	搬出量	(t)	933	526	434	731	446
	売払金額	(円)	693,390	512,760	428,720	490,060	402,210

(10) 有価物回収量

(単位：kg)

年度 区分	令和元年度 6 9 団体	2年度 6 0 団体	3年度 6 0 団体	4年度 5 5 団体	5年度 5 2 団体
古新聞	729, 017	310, 988	296, 214	351, 182	287, 602
古雑誌	357, 195	181, 807	174, 655	194, 762	162, 611
ダンボール類	407, 386	212, 720	201, 515	227, 116	212, 736
繊維類	19, 867	9, 578	10, 981	12, 783	10, 748
くず鉄類	5, 913	3, 500	1, 271	1, 940	2, 440
牛乳パック	17, 385	9, 535	8, 707	10, 690	9, 475
アルミ・スチール缶	21, 461	11, 459	11, 670	12, 516	11, 836
ビン類	548	241	226	96	128
その他	1, 663	943	970	1, 219	1, 091
集荷総量	1, 560, 435	740, 771	706, 209	812, 304	698, 667
補助金額(円)	7, 021, 928	3, 333, 440	3, 177, 917	3, 655, 338	3, 143, 973
補助単価	全品目1kgにつき 4. 5円	全品目1kgにつき 4. 5円	全品目1kgにつき 4. 5円	全品目1kgにつき 4. 5円	全品目1kgにつき 4. 5円

(11) 生ごみ処理機等補助状況

(単位：円)

年度	生ごみ処理機		密封発酵容器		生ごみ消滅容器「豊川キエーロ」	
	補助 件数	補助金額	補助 件数	補助金額	補助 件数	補助金額
平成10年度	284	7, 816, 400	63	69, 500		
平成11年度	380	10, 128, 500	43	39, 100		
平成12年度	320	8, 882, 700	14	13, 200		
平成13年度	234	6, 378, 300	16	14, 500		
平成14年度	146	4, 159, 700	14	13, 100		
平成15年度	37	487, 000	9	8, 100		
平成16年度	52	774, 450	6	5, 200		
平成 1 6 年度をもって廃止						
平成 2 2 年度から再開						
平成22年度	78	1, 146, 000				
平成23年度	26	390, 000				
平成24年度	32	480, 000				
平成25年度	18	270, 000				
平成26年度	24	360, 000				
平成27年度	20	300, 000				
平成28年度	25	367, 000				
平成29年度	14	210, 000				
平成30年度	13	176, 000				
令和元年度	27	358, 800			令和元年度から開始	
令和2年度	25	332, 400			11	83, 000
令和3年度	28	358, 200	11	77, 600		
令和4年度	20	285, 300	12	87, 600		
令和5年度	16	236, 100	12	103, 800		
			8	69, 200		

4 し尿処理

(1) し尿処理施設の概要

本市のし尿処理施設は、昭和３５年に本市が建設したものを、運転を豊川宝飯衛生組合へ引き継いできた。その後、数度の増設や更新を経て、平成１２年３月に膜分離後負荷脱窒素処理及び高度処理による河川放流方式の施設となり、平成２２年２月の組合の解散により、豊川市が受け継いだ。

平成30年度に公共下水道接続工事を行い、し尿等投入施設として収集されたし尿・浄化槽汚泥を破砕し、脱水後、水質規制基準を満たすよう希釈し、公共下水道に放流している。

I 施設の概要

名称	豊川市処理場
愛称(一般公募)	アクアクリーン佐奈川
所在地	堺町2丁目43番地
敷地面積	10,799㎡
建設事業費	4,284,000千円



Ⅱ 施設内容

処理能力	7.3 kℓ/日 (し尿 4.6 kℓ・浄化槽汚泥 6.8.4 kℓ)
処理方式	前処理・前脱水＋希釈放流方式 (下水道放流)

処理水質	p H	5 を 超 え 9 未 満	・	B O D	6 0 0 m g / ℓ 未 満
	S S	6 0 0 m g / ℓ 未 満	・	T - N	2 4 0 m g / ℓ 未 満
	T - P	3 2 m g / ℓ 未 満	・	n - H e X	3 0 m g / ℓ 以 下
	沃 素 消 費 量	2 2 0 m g / ℓ 未 満			
	難 分 解 性 C O D	2 5 m g / ℓ 未 満			

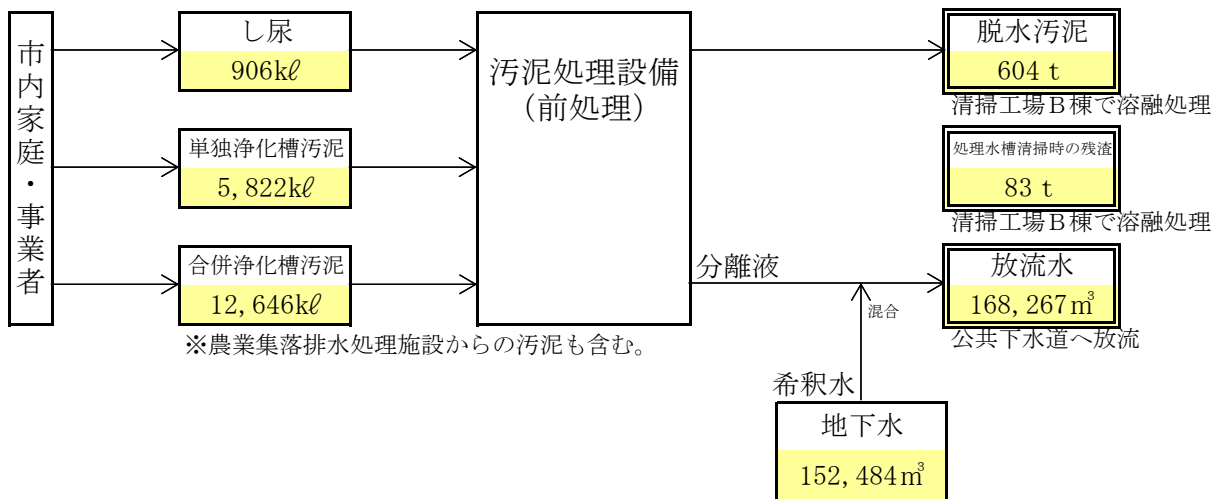
III 施設位置図



(2) し尿処理量

区分 年度	し 尿		浄化槽汚泥		内 訳				合 計 (kℓ)
					みなし浄化槽（単独処理）		浄化槽（合併処理）		
	kℓ	%	kℓ	%	kℓ	%	kℓ	%	
令和元年度	1,246	6	19,769	94	7,035	33	12,734	61	21,015
2年度	1,184	6	18,875	94	6,528	33	12,347	62	20,059
3年度	1,140	6	18,782	94	6,352	32	12,430	62	19,922
4年度	1,071	5	18,776	95	6,093	31	12,683	64	19,847
5年度	906	5	18,468	95	5,822	30	12,646	65	19,374

(3) し尿処理の流れ



IV 条例・規則等

(1) 豊川市環境基本条例

(平成21年豊川市条例第14号)

私たちのまち、愛知県の南東部に位置し、北部には本宮山をはじめとする広大な山々が連なり、中央部から南部に広がる平野には、清流「豊川」のほか自然の残された多くの河川が豊かな流れをつくり穏やかな三河湾へと臨んでいます。また、古くから三河国府が置かれるなど、政治、経済、文化の中心地としてその歴史を今に伝えるとともに、農業、工業、商業など多様な機能を備えた都市として、また東三河の交通の要衝として発展を続けています。

しかしながら、近年の生活様式の変化や産業活動の拡大は、私たちの生活の利便性や物の豊かさをもたらした一方で、資源及びエネルギーを大量に消費することにより、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響を及ぼし、更には、人類の存続基盤である地球環境を脅かすまでに至っています。

今こそ私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていかなければなりません。

このような認識の下に、私たちはそれぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる環境都市を実現するために、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するものとする。
- 3 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めるものとする。
- 4 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないよう、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、それぞれが担うべき責務を自覚し、協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

第8条 市は、持続可能な社会づくりを実現するために、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向性その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する豊川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告書の作成）

第10条 市長は、基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策等

（情報の収集及び提供）

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造の活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

（施設の整備）

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（快適で良好な環境の創造等）

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的遺産の保全等に努め、地域の特性を生かした潤いと安らぎのある環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の発生抑制等に関する措置）

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、河川等の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その他環境の美化に努め、美しいまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（地球温暖化対策の推進）

第17条 市は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者による二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を推進するため、地球温暖化の防止に必要な措置を講ずるものとする。

（生物多様性の保全のための措置）

第18条 市は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全を図られるよう必要な措置を講ず

るものとする。

（調査の実施及び監視体制等の整備）

第19条 市は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の体制の整備に努めるものとする。

（地球環境保全に係る施策の推進）

第20条 市は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地球環境保全のための活動を積極的に取り組まなければならない。

2 市は、市民及び事業者との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

（国際的協力の推進）

第21条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるため、国際的協力の推進に努めるものとする。

第3章 豊川市環境審議会

（設置）

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、豊川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）基本計画に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

（組織）

第24条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）各種団体を代表する者

（3）関係行政機関の職員

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長にあっては委員の互選により定め、副会長にあっては会長の指名した者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(豊川市環境審議会条例の廃止)

2 豊川市環境審議会条例（平成 10 年豊川市条例第 38 号）は、廃止する。

(2) 豊川市廃棄物減量等推進審議会条例

(平成5年豊川市条例第17号)

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2の規定に基づき、市長の諮問に応じ市の区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項について審議させるため、豊川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、市民を代表する者、関係団体を代表する者及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者、市職員その他関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(3) 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

(平成5年豊川市条例第36号)

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第9条―第13条）
- 第3章 廃棄物の適正な処理（第14条―第23条）
- 第4章 手数料等（第24条―第30条）
- 第5章 技術管理者の資格（第31条）
- 第6章 雑則（第32条・第33条）
- 第7章 罰則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (4) 特定家庭用機器 家庭系廃棄物のうち、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する総合的かつ効果的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図らなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を目的とする市民の自主的な活動の促進を図らなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に

協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 何人も、生活環境を清潔に保持するよう努め、都市美観の汚損を招かないようにしなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物内の清掃を行う等清潔の保持に努めるとともに、その土地又は建物内にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

（指導及び助言）

第7条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、市民、事業者等に対し、指導及び助言をすることができる。

（他の地方公共団体との協力等）

第8条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関して必要があると認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

（市による廃棄物の減量）

第9条 市は、再利用の可能な物を回収するための必要な施策を実施することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 市長その他の市の機関は、市の施設から発生する廃棄物を適正に分別し、その再利用を図る等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

（市民による廃棄物の減量）

第10条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容、包装、容器等を勘案し、再生品その他の廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（事業者による廃棄物の減量）

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保する等廃棄物の減量に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の自己評価等）

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装の推進等）

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正な処理

（一般廃棄物処理計画）

第14条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により告示した一般廃棄物処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示しなければならない。

（収集又は運搬の禁止等）

第15条 市長及び廃棄物を収集し、又は運搬する業務を行う者として市長が指定する者（次項において「収集運搬指定業者」という。）以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積場に置かれた資源等（その全部又は一部が再利用の対象となるものとして規則で定める廃棄物をいう。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、収集運搬指定業者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう勧告することができる。

3 市長は、前項の勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

4 市長は、前2項に定める権限に属する事務を、その指定する職員に行わせることができる。

5 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（家庭系廃棄物の適正処理）

第16条 市長は、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように、一般廃棄物処理計画に従ってこれを収集し、運搬し、及び処分（再生することを含む。次条において同じ。）するものとする。

（事業系廃棄物の適正な処理）

第17条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（適正な処理の自己評価等）

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

2 事業者は、適正な処理が困難な廃棄物となるおそれのある製品、容器等については、自ら回収する等適切な措置を講じるよう努めなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第19条 市長は、次に掲げる性質を有する一般廃棄物であつて、市においてその適正な処理が困難であると市長が認めるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、これを収集又は処分をしないことができる。

(1) 有害性のあるもの

(2) 危険性のあるもの

(3) 引火性のあるもの

(4) 著しく悪臭を発するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、その有する性質により市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の一般廃棄物を処理する施設の機能に支障が生じるもの

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（適正処理困難物の回収等）

第20条 市長は、前条第1項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う

事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講じるよう要請することができる。

2 前項の要請を受けた事業者は、当該要請に応じるよう努めなければならない。

3 市民は、事業者が適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講じたときは、これに協力しなければならない。

(適正処理困難物の排出禁止等)

第21条 市民は、適正処理困難物を家庭系廃棄物の集積場所に排出し、又は市の一般廃棄物を処理する施設に搬入してはならない。

(占有者の協力義務)

第22条 占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画に従い分別し、排出する等廃棄物の適正な処理に協力しなければならない。

2 占有者は、その土地又は建物内の犬、ねこ等の死体を自ら処分することが困難なときは、遅滞なく市長に申し出るとともに、他の廃棄物と別にし、市長の指示に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第23条 市長は、法第6条の2第5項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生じる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項に規定する多量の一般廃棄物の範囲は、市長が定める。

第4章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第24条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づく一般廃棄物の処理についての手数料の額は、別表のとおりとする。

2 手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(証紙により徴収する手数料及び証紙の種類等)

第25条 前条に規定する手数料のうち、別表の1の項に掲げる手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

2 証紙の種類は、520円、1,050円及び2,100円とする。

3 証紙の形式は、規則で定める。

(領収書の不発行)

第26条 証紙により歳入を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売りさばき)

第27条 証紙は、市及び市長の指定する粗大ごみ証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

2 売りさばき人は、証紙を市から買い受けるものとする。

3 市長は、売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

(証紙の無効等)

第28条 著しく汚損し、又はき損した証紙は、無効とする。

2 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することはできない。ただし、第25条第2項の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(許可申請手数料等)

第29条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第2項の規定により更新する場合を含む。)若しくは同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第7項の規定

により更新する場合を含む。)又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請をしようとする者は、申請の際、次に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5,000円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5,000円

(3) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 5,000円

(4) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

(手数料の還付)

第30条 既納の手料金は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5章 技術管理者の資格

(技術管理者の資格)

第31条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する過程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、終了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第6章 雑則

(報告の徴収)

第32条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第33条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

第34条 第15条第3項の規定による命令を受けた者が同条第1項の規定に違反したときは、20万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(宝飯郡一宮町の編入に伴う経過措置)

2 平成18年2月1日前に一宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年一宮町条例第8号。以下「旧一宮町条例」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

3 平成18年2月1日前に旧一宮町条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、旧一宮町条例の規定の例による。

(宝飯郡音羽町及び同郡御津町の編入に伴う経過措置)

4 平成20年1月15日前に音羽町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年音羽町条例第2号）又は御津町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年御津町条例第7号）（以下「旧両町条例」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 平成20年1月15日前に旧両町条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、旧両町条例の規定の例による。

(宝飯郡小坂井町の編入等に伴う経過措置)

6 平成22年2月1日前に小坂井町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年小坂井町条例第11号）又は豊川宝飯衛生組合廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年豊川宝飯衛生組合条例第4号。以下「旧組合条例」という。）（以下「旧小坂井町等条例」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

7 平成22年2月1日前に旧小坂井町等条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、旧小坂井町等条例の規定の例による。

8 平成22年2月1日前に旧組合条例の規定により売りさばいた証紙は、この条例の規定により売りさばいた証紙とみなし、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年3月24日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月14日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第51号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第50号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月15日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日条例第44号)

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第15号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月24日条例第47号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第29条の規定は、この条例の施行の日以後に手数料を徴収すべき事務に係る申請をした者について適用し、同日前に当該事務に係る申請をした者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月28日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日条例第9号)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前にした改正前の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年9月28日条例第34号)

この条例は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月11日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の使用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にそれぞれの施設を利用する者について適用し、施行日前にそれぞれの施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第25条第2項及び別表の規定は、施行日以後に処理する一般廃棄物について適用し、同日前に処理する一般廃棄物については、なお従前の例による。
- 8 第4条の規定による改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定による証紙の売りさばき及び証紙の交換に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第24条関係）

名称		取扱区分	金額
1	家庭系粗大ごみ処理手数料	粗大ごみのうち、特定家庭用機器を除く家庭系廃棄物を市が実施する戸別収集を利用して処理する場合	1個につき1,050円
		粗大ごみのうち、特定家庭用機器を市が実施する戸別収集を利用して処理する場合	1個につき2,100円
		粗大ごみのうち、特定家庭用機器を市長が指定する施設に自ら搬入して処理する場合	1個につき520円
2	事業系粗大ごみ処理手数料	粗大ごみのうち、事業系廃棄物を市長が指定する施設に搬入して処理する場合	10キログラムにつき210円
3	清掃工場処理手数料	可燃ごみのうち、家庭系廃棄物を市長が指定する施設に自ら搬入して処理する場合	10キログラムにつき60円
		可燃ごみのうち、事業系廃棄物を市長が指定する施設に自ら又は事業系廃棄物若しくは家庭系廃棄物を法第7条第1項の許可を受けた者が搬入して処理する場合	10キログラムにつき130円
4	し尿等処理手数料	し尿及び浄化槽汚泥を他の地方公共団体からの依頼に基づき市長が指定する施設に豊川市以外の区域から搬入して処理する場合	180リットルにつき100円
5	犬、猫等の死体処理手数料	犬、猫等の死体を市長が指定する施設に自ら搬入して処理する場合	1匹につき210円
6	最終処分場処理手数料	不燃ごみその他市長が認めるものを市長が指定する施設に自ら搬入して処理する場合	10キログラムにつき20円
7	刈草・剪(せん)定枝処理手数料	刈草及び剪定枝のうち、家庭系廃棄物を市長が指定する施設に自ら搬入して処理する場合	10キログラムにつき40円
		刈草及び剪定枝のうち、事業系廃棄物を市長が指定する施設に自ら又は事業系廃棄物若しくは家庭系廃棄物を法第7条第1項の許可を受けた者が搬入して処理する場合	10キログラムにつき100円

備考

- 2の項、3の項、6の項及び7の項に掲げる一般廃棄物の排出量が10キログラムに満たないときは、これを10キログラムとする。
- し尿及び浄化槽汚泥の排出量が180リットルに満たないとき、又は排出量に180リットル未満の端数があるときは、これらの180リットル未満の排出量は、180リットルとする。

(4) 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(平成6年豊川市規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年豊川市条例第36号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める廃棄物)

第2条 条例第15条第1項に規定する規則で定める廃棄物は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 缶類・金属（金属以外の部分があるものを含む。）
- (2) びん類
- (3) 紙類
- (4) 古着・タオルその他これに類する布類
- (5) ペットボトル
- (6) 白色トレー
- (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）第1条に規定する電気機械器具

(勧告)

第3条 条例第15条第2項に規定する勧告は、口頭又は勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第15条第3項に規定する命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 条例第15条第5項の証明書は、様式第3号によるものとする。

(一般廃棄物を処理する施設)

第6条 条例第19条第1項第5号及び第21条に規定する市の一般廃棄物を処理する施設とは、次の表に掲げる施設をいう。

区分	名称	所在地
し尿等下水道投入施設	豊川市処理場	豊川市堺町2丁目43番地
中間処理施設	豊川市清掃工場	豊川市平尾町親坂50番地
	豊川市資源化施設	豊川市長草町美佐々木28番地1
	豊川市処理センター	豊川市千両町上西ノ谷53番地の60
最終処分場	豊川市一般廃棄物深田最終処分場	豊川市千両町深田31番地の1
	豊川市一般廃棄物三月田最終処分場	豊川市千両町三月田61番地の1
	豊川市一般廃棄物足山田最終処分場	豊川市足山田町小金16番地3
	豊川市一般廃棄物金野最終処分場	豊川市御津町金野籠田30番地
	豊川市千両焼却灰最終処分場	豊川市千両町下ノ市場129番地
	豊川市一宮焼却灰最終処分場	豊川市上長山町一ノ沢80番地

(多量の一般廃棄物の範囲)

第7条 条例第23条の規定により市長が指示することができる多量の一般廃棄物（犬、ねこ等の死体及びし尿を除く。）の範囲は、その排出量が1日当たり5キログラム以上又は1回について35キログラム以上とする。

(証紙の形式)

第8条 条例第25条第3項に規定する規則で定める証紙の形式は、別表のとおりとする。

(許可証の交付)

第9条 市長は、次の各号に掲げる許可又は許可の更新をしたときは、当該各号に掲げる許可証を交付する。

- (1) 法第7条第1項に規定する許可、同条第2項に規定する許可の更新又は法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者に係る事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第4号）
- (2) 法第7条第6項に規定する許可、同条第7項に規定する許可の更新又は法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物処分業者に係る事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処分業許可証（様式第5号）
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する許可 浄化槽清掃業許可証（様式第6号）

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、交付された許可証を亡失し、又は毀損したときは、許可証再交付申請書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第10条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 廃止、廃業等の届出をしたとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。

2 許可業者が死亡し、破産手続開始の決定を受け、合併し、分割し、又は解散したときは、相続人、破産管財人、合併後存続する法人、分割により許可に係る営業を承継する法人又は清算人は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

3 許可業者は、事業の全部を休止するとき、又は事業の全部の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

4 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、直ちに発見した許可証を市長に返納しなければならない。

(報告書の徴収)

第11条 許可業者は、毎月10日までにその前月分の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の豊川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によっ

てなされた手続その他の行為は、改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則によってなされたものとみなす。

（宝飯郡一宮町の編入に伴う経過措置）

- 3 平成18年2月1日前に一宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年一宮町規則第11号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

- 4 平成18年2月1日前に豊川市長又は宝飯郡一宮町長が交付した一般廃棄物収集運搬業の許可証で当該業を行うことができる区域の定めのないものは、同日以後、それぞれ、同日前の豊川市又は宝飯郡一宮町の区域をもって当該業を行うことができる区域を定めた許可証とみなす。

（宝飯郡音羽町及び同郡御津町の編入に伴う経過措置）

- 5 平成20年1月15日前に音羽町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年音羽町規則第8号）又は御津町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年御津町規則第13号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

- 6 平成20年1月15日前に豊川市長、宝飯郡音羽町長又は同郡御津町長が交付した一般廃棄物収集運搬業の許可証で当該業を行うことができる区域の定めのないものは、同日以後、それぞれ同日前の豊川市、宝飯郡音羽町又は同郡御津町の区域をもって当該業を行うことができる区域を定めた許可証とみなす。

（宝飯郡小坂井町の編入に伴う経過措置）

- 7 平成22年2月1日前に小坂井町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年小坂井町規則第12号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

- 8 平成22年2月1日前に豊川市長又は宝飯郡小坂井町長が交付した一般廃棄物収集運搬業の許可証で当該業を行うことができる区域の定めのないものは、同日以後、それぞれ同日前の豊川市又は宝飯郡小坂井町の区域をもって当該業を行うことができる区域を定めた許可証とみなす。

附 則（平成8年5月31日規則第28号）

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第7条の規定による改正後のそれぞれの規則に規定する様式に相当する従前の様式による用紙があるときは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年3月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第44号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成20年1月11日規則第36号）

この規則は、平成20年1月15日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規則第29号）

- 1 この規則は、平成22年2月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関す

る条例施行規則に規定する様式に相当する従前の様式による用紙があるときは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成２２年７月１日規則第７３号）

この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則（平成２４年１２月２８日規則第５０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日規則第８号）

１ この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第９条第１項の規定により交付されている許可証は、この規則による改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第９条第１項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則（平成２７年３月２６日規則第７号）

この規則は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日規則第１４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年２月２０日規則第１号）

この規則は、平成２９年３月１日から施行する。ただし、第６条の表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第１１２号）第２条第６項の規定に基づき環境大臣が指定した施設の項の改正規定は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和元年９月６日規則第８号）

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２６日規則第１３号）

１ この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２ この規則の施行の際現にこの規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式に相当する従前の様式による用紙があるときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和５年３月３１日規則第５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

省略

(5) 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)、豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年豊川市条例第36号。以下「条例」という。)、豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成6年豊川市規則第15号。以下「規則」という。)及び豊川市一般廃棄物処理実施計画に基づき必要となる基準、手続、様式その他の事項について定める。

(処理施設)

第2条 この要綱において「処理施設」とは、規則第6条で定める市の一般廃棄物を処理する施設及び次に掲げる民間の一般廃棄物処理施設をいう。

名 称 指定資源化施設

所在地 豊川市一般廃棄物処理実施計画で告示する場所

(受入可能日及び時間)

第3条 処理施設のうち、市民その他市長が認めた者(以下「市民等」という。)が一般廃棄物その他市長が認める物品(以下「一般廃棄物等」という。)を搬入することができる施設の受入可能日は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の休業日の欄に掲げる日以外の日とする。また、各処理施設における受入可能時間は、同表の受入可能時間の欄に定める時間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

施設	休業日	受入可能時間
処理場	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (4) 市長の指定する日	午前8時30分から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
清掃工場	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日である水曜日及び土曜日 (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前11時45分まで 及び午後1時から午後4時30分まで並びに土曜日の午前8時30分から午前11時45分まで
資源化施設	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日である水曜日及び土曜日 (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前11時45分まで 及び午後1時から午後4時30分まで並びに土曜日の午前8時30分から午前11時45分まで
最終処分場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
処理センター	1月1日から同月3までの日及び12月31日	午前9時から午後4時30分まで
指定資源化施設	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (4) 市長が指定する日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(一般廃棄物等の搬入手続)

第4条 市民等が処理施設に一般廃棄物等を搬入する場合の手續に必要な書類は、次の表のとおりとする。なお、提出を求める書類又は交付する書類等がない場合は、口頭により必要な事項を聴取し、又は指示するものとする。

施設	利用形態	提出を求める書類	交付する書類等
処理場	市の区域内からし尿等を搬入する場合	豊川市処理場利用申出書（区域内利用）（様式第1号）	豊川市処理場利用申出確認書（区域内利用）（様式第2号）
	市の区域外からし尿等を搬入する場合	豊川市処理場利用申出書（区域外利用）（様式第3号）	豊川市処理場利用申出確認書（区域外利用）（様式第4号）
清掃工場	1月未満の短期利用の場合	豊川市清掃工場利用申出書（短期利用）（様式第5号）	豊川市清掃工場利用申出確認書（短期利用）（様式第6号）
	1月以上の長期利用の場合	豊川市清掃工場利用申出書（長期利用）（様式第7号）	豊川市清掃工場利用申出確認書（長期利用）（様式第8号）、計量カード
資源化施設	1月未満の短期利用の場合	豊川市資源化施設(刈草・剪定枝)利用申出書（短期利用）（様式第8号の2）	豊川市資源化施設(刈草・剪定枝)利用申出確認書（短期利用）（様式第8号の3）
	1月以上の長期利用の場合	豊川市資源化施設(刈草・剪定枝)利用申出書（長期利用）（様式第8号の4）	豊川市資源化施設(刈草・剪定枝)利用申出確認書（長期利用）（様式第8号の5）、計量カード
最終処分場	全ての場合	豊川市最終処分場廃棄物・資源持込処理依頼書（様式第9号）	なし
処理センター	全ての場合	なし	なし
指定資源化施設	全ての場合	豊川市指定資源化施設利用申出書（様式第10号）	豊川市指定資源化施設利用申出確認書（様式第11号）

2 前項の規定により提出を求める書類の提出期限は、次の各号に定める場合を除き一般廃棄物等を搬入する日の当日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 処理場へし尿等を搬入する場合 搬入開始日の2週間前の日まで
- (2) 清掃工場及び資源化施設に1か月以上の長期にわたり一般廃棄物等を搬入しようとする場合
利用開始希望日の2週間前の日まで
- (3) その他市長が必要と認める場合 別途市長が指示する日まで
(家庭系粗大ごみ戸別収集の利用可能日及び時間)

第5条 家庭系粗大ごみ戸別収集の利用可能日は、第3条の規定による処理センターの受入可能日及び時間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 家庭系粗大ごみ戸別収集を利用しようとする者は、利用を希望する日の3日前までに電話又は口頭により、処理センター（粗大ごみ受付センター）に申し込むものとする。
(受入及び利用の拒否等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により提出された書類若しくは口頭により聴取した事項又は前条第2項の規定による申し込みの内容を審査し、当該利用が施設の管理上支障があると判断したときは、当該利用を拒否し、又は利用方法若しくは利用内容に制限をかけることができる。
(犬、猫等ペット動物の死体処理手続)

第7条 犬、猫等ペット動物の死体を一般廃棄物として処理しようとする者は、犬、猫等ペット動物死体処理依頼書（様式第12号）を市長に提出するものとする。
(一般廃棄物処理手数料の徴収の基礎となる数量の認定方法等)

第8条 条例第24条第2項の規定により市長が行う一般廃棄物処理手数料の徴収の基礎となる数量の認定の方法は、次の表のとおりとする。

手数料の名称	認定方法
家庭系粗大ごみ処理手数料	別表第1のとおり
事業系粗大ごみ処理手数料	各処理施設に搬入したときの計量値（運搬車両等の重量を含む。以下同じ。）から当該一般廃棄物等を排出した後の計量値を差し引いた値による
清掃工場処理手数料	
最終処分場処理手数料	
し尿等処理手数料	その都度協議による
犬、猫等の死体処理手数料	搬入者の申請に基づき職員が確認するところによる
刈草・剪定枝処理手数料	処理施設に搬入したときの計量値から当該一般廃棄物等を排出した後の計量値を差し引いた値による

2 次に掲げる場合は、市長は前項の表に規定する方法以外の方法によって一般廃棄物処理手数料の徴収の基礎となる数量を認定することができる。

- (1) 各処理施設の事故その他やむを得ない事由により規則第6条の表に規定する区分に応じた施設以外の市長が指定した施設に一般廃棄物等を搬入した場合
- (2) 各処理施設において通常用いる計量器が故障等により使用できない場合
- (3) その他市長が特に必要があると認める場合
(一般廃棄物処理手数料の減免)

第9条 条例第24条第3項に規定する一般廃棄物処理手数料の減免の対象及び減免割合の基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第24条第3項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、

豊川市	家庭系粗大ごみ 事業系粗大ごみ 清掃工場 し尿等 犬、猫等の死体 最終処分場 刈草・剪定枝	処理手数料減免申請書（様式第13号）を市長に提出し
-----	---	---------------------------

なければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その可否を決定し

豊川市	家庭系粗大ごみ 事業系粗大ごみ 清掃工場 し尿等 犬、猫等の死体 最終処分場 刈草・剪定枝	処理手数料減免通知書（様式第14号）により通知する
-----	---	---------------------------

ものとする。

4 事業系粗大ごみ、清掃工場、最終処分場及び刈草・剪定枝の処理手数料の減免で、市長が定めるものについては、第2項の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する利用申出確認書及び第7条に規定する依頼書に減免の旨の記載をすることにより手数料を減免することができる。

5 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助等の受給者が、家庭系粗大ごみ戸別収集の利用を行うときは、市長が保管する証紙を交付することをもって減免する。
(損傷等の届出)

第10条 処理施設への一般廃棄物等の搬入等に際し、その施設又は附属設備をき損し、又は滅失し

たときは、直ちに	処理場 清掃工場 資源化施設 最終処分場 処理センター	き 損 滅 失	届（様式第15号）を市長に提出しなけ
----------	---	------------	--------------------

ればならない。

(証紙売りさばき人の指定等の手続)

第11条 条例第27条第1項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）の指定等の手続に必要な書類等は、次の表のとおりとする。

手続の内容	提出を求める書類	交付する書類及び留意事項
条例第27条第3項に規定する売りさばき人の指定	証紙売りさばき人指定申請書（様式第16号）	1 証紙売りさばき人指定通知書（様式第17号） 2 証紙売りさばき場所を表示する証票（留意事項） ※売りさばき人は、交付された証票を売りさばき場所の見やすいところに掲示しなければならない。
売りさばき人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）又は住所の変更	1 証紙売りさばき人氏名（名称）等変更届出書（様式第18号） 2 当該事項を証明する書類	（留意事項） ※売りさばき人は、当該事項の変更後直ちに提出しなければならない。
売りさばき人が証紙を売りさばく場所の変更	証紙売りさばき場所変更承認申請書（様式第19号）	（留意事項） ※変更の承認は口頭をもって行う。
証紙売りさばき業務の廃止	証紙売りさばき業務廃止届（様式第20号）	
条例第27条第3項に規定する売りさばき人の指定の取消し		証紙売りさばき人指定取消し通知書（様式第21号）
条例第28条第2項ただし書に規定する証紙の返還による現金の還付請求	証紙返還及び現金還付請求書（様式第22号）	（留意事項） ※返還又は交換を希望する証紙を添えて提出する。
条例第28条第2項ただし書に規定する証紙の交換	証紙交換請求書（様式第23号）	

(売りさばき人の指定の取消しをする場合の基準等)

第12条 条例第27条第3項に規定する売りさばき人の指定を取り消しするときの基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例、規則又はこの要綱に定める証紙の売りさばきに関する規定に違反したとき。
- (2) 証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったとき。
- (3) 1年以上引き続き証紙の売りさばきをしていないとき。
- (4) 前条の規定により証紙売りさばき業務の廃止の届出があったとき。
- (5) その他当該売りさばき人が証紙の売りさばき人として適当でない行為をしたと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、条例第27条第3項の規定による告示のほか、当該売りさばき人にその旨及び理由等を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた売りさばき人は、直ちに売りさばき行為を停止し、証票及び証紙の返還をしなければならない。なお、市長は、当該指定の取消し理由が、不法行為による不当な利益を得た場合又は市に損害を与えた場合であるときは、証紙の返還による現金の還付請求に応じないことができる。

(証紙の売りさばきの手数料)

第13条 市長は、条例第27条第2項の規定により売りさばき人が買い受けた証紙の買い受け代金の100分の10に105分の110を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、証紙売りさばき手数料として、売りさばき人に対し支払う。

- 2 前項の証紙売りさばき手数料は、売りさばき人が市長へ支払う証紙の買い受け代金から当該手数料に相当する額を割り引くことにより支払うものとする。

(市長が保管する証紙の適正管理)

- 第14条 市長は、自らが保管する証紙について、その受払の履歴や残数を記録する証紙出納簿（様式第24号）を備え、適正に管理しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月27日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する運用要綱の規定に基づいて作成されている豊川市清掃工場利用申出書（長期利用）その他の用紙は、改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する運用要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第 1（第 8 条関係）

家庭系粗大ごみ処理手数料証紙 1 枚に対応する粗大ごみの数量

粗大ごみの種類		適用	証紙 1 枚で回収する数量
あ	網戸	縛ってある場合	2 枚
い	椅子	ソファーを除く	2 脚
か	介護用ベッド		1 台
	学習机	付属の椅子も含む	1 セット
	カーテン（1 m 角を超えるもの）	1 m 以下に切れれば可燃ごみ。縛ること	4 枚
き	木（直径 10 cm を超え 30 cm 以下の もので、長さ 1.5 m までのもの）	縛ってある場合	2 本
	鏡台	付属の椅子も含む	1 セット
こ	こたつ	本体と板のみ。ふとんは別	1 セット
	ゴルフ用具	バッグが無い場合は縛ってある場合	1 セット
さ	座布団	縛ってある場合	5 枚
	座椅子		2 個
し	障子	縛ってある場合	2 枚
す	スキー板	縛ってある場合	板 2 枚とストック 2 本で 1 セット
	スチール物置	解体し、縛ってある場合	1 縛り
	ステレオ	付属のスピーカーも含む	1 セット
そ	ソファー	大きさにかかわらず	1 脚
た	タンス	上下 2 段に積むものを含む	1 さお
	畳		1 帖
て	テーブル	椅子を除く	1 台
	電子オルガン、電子ピアノなどの 電子機器	付属の椅子も含む	1 セット
と	トタン（プラスチック、スチールとも）	縛ってある場合	5 枚
に	二段ベッド（上下同時に排出）		1 セット
ふ	ふすま		2 枚
	布団	縛ってある場合	2 枚
	ブラインド	縛ってある場合	2 枚
へ	ベッド（マットレスを除く）		1 台
	ベニヤ板	縛ってある場合	4 枚
ま	マットレス（スプリングマットレスを含む）		1 枚
も	毛布		4 枚
	物干し台		2 台合わせて 1 セット
	物干し竿		2 竿

注 1 上記の表に掲げるもの以外は、排出する個数の計数が可能なものは、必要な証紙の数は、その個数によるものとし、計数ができないものについては、その重量が概ね 20 kg を基準とする。

注 2 複数のものを証紙 1 枚と定める粗大ごみを、単体で戸別収集を行う場合は、その粗大ごみに証紙 1 枚を必要とする。

別表第 2（第 9 条関係）

手数料減免基準

清掃工場・最終処分場・刈草・剪定枝・事業系粗大ごみ（定例的なもの）

対象			減免可否	減免割合
市の機関	直接搬入	草木・剪定枝	○	100%
		上記以外	○	100%
	委託業者搬入		×	
国の機関	直接搬入		×	
	委託業者搬入		×	
県の機関	直接搬入		×	
	委託業者搬入		×	
小・中・高等学校、幼稚園	市立	草木・剪定枝	○	100%
		上記以外	○	100%
	上記以外の公立・私立		×	
公共的団体（行政関連団体を含む）			×	
町内会・大字区			○	100%
社会福祉施設（保育園を除く）			×	
保育園	市立	草木・剪定枝	○	100%
		上記以外	○	100%
	上記以外の公立・私立		×	
民間団体が行う清掃活動			○	100%
備 考			市で発生する紙類（資源となるもの）は受け入れ不可	

- ※ 清掃工場へ搬入できる木は、太さ10cm、長さ1mまで。
 資源化施設への搬入できる剪定枝は、太さ10cm、長さ1mまで。
 粗大ごみとして扱う剪定枝は、太さ10～30cm、長さ1～1.5m。

清掃工場・最終処分場・刈草・剪定枝・事業系粗大ごみ（特殊なもの）

対象		減免可否	減免割合
罹災 （火災・天災）	個人	○	100%
	事業者	×	
生活保護者		○	100%
放置自転車	市の機関	○	100%
	警察署	○	100%
	その他の事業者、個人	△	100%
不法投棄	市の機関	○	100%
	警察署	○	100%
	その他の事業者、個人	△	100%

- ※ 放置自転車、不法投棄については、市が撤去を委託した場合及び清掃事業課が、やむを得ない事情があると判断して許可した場合に限る。
 ※ 市で処理できない廃棄物は上記に限らず受け取りを行わない。

(6) 豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例

(平成22年豊川市条例第16号)

豊川市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例(平成8年豊川市条例第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、豊川市環境基本条例(平成21年豊川市条例第14号)の本旨を達成するため、ポイ捨て及びふんの放置の防止について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て 回収容器その他の定められた場所以外の場所に、空き缶等(空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他のこれらに類するものであって、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものとして規則で定めるものをいう。)を捨てることをいう。
- (2) ふんの放置 飼い犬等(犬又は猫で、所有者、占有者又は管理者のあるものをいう。)が排せつしたふんを当該飼い犬等を連れている者が回収しないことをいう。

(ポイ捨ての禁止)

第3条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(ふんの放置の禁止)

第4条 何人も、ふんの放置をしてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第5条 容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業を行う者は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した飲食物を収納し、又は収納していた容器の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を管理しなければならない。

(重点地域)

第6条 市長は、特にポイ捨て及びふんの放置を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域を、ポイ捨て及びふんの放置防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定する。

2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、重点地域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(実施計画)

第7条 市長は、ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する施策を実施するため、その実施計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の実施計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(豊川市清掃の日)

第8条 市は、ポイ捨て及びふんの放置の防止について市民の関心と理解を深め、環境の美化を推進するため、豊川市清掃の日を設け、市民参加による事業を実施するものとする。

2 豊川市清掃の日は、市長が定める日とする。

(ポイ捨て及びふんの放置防止協定)

第9条 市長は、ポイ捨て及びふんの放置の防止をするために必要があると認めるときは、事業者に対して、次に掲げる事項についてポイ捨て及びふんの放置防止協定の締結を求めることができる。

- (1) ポイ捨て及びふんの放置の防止についての啓発に関する事項
- (2) ポイ捨て及びふんの放置の防止のための清掃に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ポイ捨て及びふんの放置の防止に関し必要な事項

(勧告及び命令)

第10条 市長は、第3条又は第4条の規定のいずれかに違反して、ポイ捨てをし、又はふんの放置をしたときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第12条 重点地域内において第10条第2項の規定による命令に従わない者は、2万円以下の過料に処する。

2 重点地域外において第10条第2項の規定による命令に従わない者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(7) 豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例施行規則

(平成22年豊川市規則第74号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例（平成22年豊川市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(空き缶等)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 缶、瓶、ペットボトルその他の飲食物等の収容に用いられた容器（飲食物を飲食するための用具を含む。以下「容器等」という。）
- (2) 容器等を包装していたもの
- (3) たばこの吸い殻
- (4) チューインガムのかみかす及び飲食物
- (5) 新聞、雑誌その他の紙

(勧告)

第3条 条例第10条第1項に規定する勧告は、口頭又は勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第10条第2項に規定する命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(過料の額)

第5条 条例第12条第1項及び第2項の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

(過料の処分の通知)

第6条 市長は、条例第12条の規定により過料を科する場合においては、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(弁明の機会の付与)

第7条 市長は、条例第12条の規定により過料の処分を行う場合には、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、口頭又は告知弁明書（様式第4号）の交付によりその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

(職員)

第8条 前2条に規定する事務を行うため、必要な職員を置く。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書（様式第5号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(8) 豊川市ごみ対策事業推進交付金交付要綱

(目的)

第1条 この交付金は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、良好な生活環境を守るため、地域のごみ対策、不法投棄の抑制及び環境美化などに協力する町内会に対し、ごみ対策事業推進交付金（以下「交付金」という。）を交付しごみの減量、資源の有効利用及び市民のごみ問題に対する取り組みの増進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 この交付金は、次の各号の事業を行う町内会に交付する。

- (1) ごみの分別、減量、リサイクルの推進に向けた日常のごみの処理について、地域の取り組み
- (2) 粗大ごみなどの不法投棄の抑制を図るため、町内会の区域内の巡回
- (3) 町内会の高齢者のみの世帯など、粗大ごみの搬出に支障のある世帯に対し、町内会の事業として「ふれあい収集」の実施
- (4) 「清掃の日」を始めとする地域の清掃など環境美化の取り組み
- (5) その他前条の目的に添って、各町内会が創意工夫して実施する事業
(清掃協力員等)

第3条 町内会は、地域の取り組みが効果的に行われるように清掃協力員等を配置し、地域住民に対して協力の要請、指導及び啓発を行うものとする。

2 前項の清掃協力員等の名称、役割、人数は町内会で決定する。

(交付額)

第4条 町内会に対する交付金の額は、当該年度の4月1日において、当該町内会に加入している次の各号に掲げる世帯数に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 50世帯未満 | 年額 30,000円 |
| (2) 50世帯以上100世帯未満 | 年額 40,000円 |
| (3) 100世帯以上300世帯未満 | 年額 50,000円 |
| (4) 300世帯以上500世帯未満 | 年額 60,000円 |
| (5) 500世帯以上 | 年額 70,000円 |

2 第1項の世帯数は、町内会からの報告に基づき、審査した世帯数によるものとする。

3 当該年度の途中において新たに設立された町内会に対する交付金の額は、第1項各号の年額を12で除したものに、その設立された日の属する月の翌月（その日が各月の初日に当たる場合は、当月（以下「基準月」という。））以後の月数を乗じて得た額（1,000円未満の端数金額は、切捨てる。）とする。この場合において、世帯数は、基準月の初日現在における町内会加入世帯数とする。

4 市長は、各町内会の交付金額の合計が、市の予算の範囲を超えた場合においては、予算内で収まるように各町内会の交付金の額を増減する。この場合において必要な事項は、市長が別に定める。

(町内会の合併に伴う交付額の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、既存の町内会が合併し設立された町内会に対しては、合併を行った翌年度（4月1日において合併した場合については当該年度とする。）から4年の間、交付金の額に加算額を加えた額の交付金を交付することができる。

2 前項に規定する加算額は、合併前の町内会がそれぞれ合併直前に受けていた交付金の合計額と合併後の第4条第1項の規定により適用される交付金の額との差額につき、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

1年目	4／4
2年目	3／4
3年目	2／4
4年目	1／4

(交付申請書)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、地域活動交付金交付申請書兼豊川市ごみ対策事業推進交付金交付申請書(様式第1号)とする。

2 当該年度の途中において新たに設立された町内会の申請者は、基準月の初日から起算して10日以内に申請書を市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

第7条 規則第7条の規定により行う通知は、地域活動交付金交付決定通知書兼豊川市ごみ対策事業推進交付金交付決定通知書(様式第2号)による。

(交付金の交付)

第8条 交付金は、交付事業完了後交付する。ただし、市長は、必要があると認めたときは、その全部又は一部を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

(検査等)

第9条 市長は、町内会に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(決定の取消通知書)

第10条 豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号。)第9条第3項及び第16条第4項において準用する同規則第7条の規定により行う通知は、豊川市ごみ対策事業推進交付金交付決定取消通知書(様式第3号)による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市ごみ対策事業推進交付金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市ごみ対策事業推進交付金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市ごみ対策事業推進交付金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(9) 豊川市有価物回収事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収運動を展開し、実績を上げた団体に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市有価物回収事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、豊川市内に活動拠点をもち、営利を目的としない団体で、次に掲げる要件を備えていること。

- (1) 有価物回収を1年度に2回以上実施すること。または、複数の団体で協力して1年度に2回以上実施すること。
- (2) 一般家庭の有価物を回収すること。

(実施計画書)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体（複数の団体で協力して事業を実施するときは、代表となる団体。以下「申請者」という。）は、毎年度、有価物回収実施前に、有価物回収事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助対象品目及び補助額)

第4条 補助対象品目は、次のとおり（ごみ・資源ステーションからの持ち出し、及び事業所や商店からの排出によるものを除く。）とする。

新聞、ダンボール、牛乳パック、雑誌などの紙類、金属・缶類、布類、ペットボトル、白色トレイ、びん類
--

- 2 補助額は、補助対象品目ごとの重量（ただし、びん類については、重量によりがたい場合、次の区分により本数に1本あたりの換算率を乗じて得た重量）を合計し、これに1キログラムにつき5円を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

びんの種類	1本あたりの換算率
2リットルびん、1.8リットルびん	1キログラム
ビール大びん、1リットルびん	0.5キログラム
900ミリリットルびん	0.4キログラム
上記以外のびん	0.3キログラム

(交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、有価物回収事業実施後、豊川市有価物回収事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第2号）に業者の取引伝票を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、有価物共同集荷計算書（様式第3号）を作成の上、その内容を審査し、適当であると認めたときは補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、豊川市有価物回収事業補助金交付決定兼補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を申請者が受領した日から起算して、10日を経過する日までに行わなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第8条 市長は、第6条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）からの請求により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消したときは、豊川市有価物回収事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市有価物回収事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市有価物回収事業補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市有価物回収事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(10) 豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境基本計画に基づくごみの減量化対策の一環として、市内の各家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進するため、電動式生ごみ処理機購入者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象処理機)

第2条 この要綱において電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化又は減容化する温風乾燥型、バイオ発酵（微生物分解等）型等の電動式処理機をいう。ただし、生ごみを単に破碎処理し、水路又は下水道管に排出するもの（ディスポーザー等）は除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 家庭の生ごみを減らすことを目的として新品の処理機を購入した者
- (3) 市内の販売店舗で処理機を購入した者
- (4) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、処理機の本体の購入価格の2分の1以内で、15,000円を限度とし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金を交付対象とする処理機の数、は、一世帯に1基とする。ただし、当該処理機に係る購入日から起算して5年を経過した場合は、さらに別の1基について、補助金の交付を受けることができる。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に定める書類を添付し、処理機を購入した年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 販売業者発行の領収書（又は販売業者発行の購入証明書）
- (2) 製品の保証書の写し
- (3) 処理機の設置後の写真
- (4) 同意書兼市税等滞納状況照会書（様式第2号）

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付決定兼補助金確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を申請者が受領した日から起算して、10日を経過する日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第8条 第6条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消したときは、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（購入者の義務）

第10条 電動式生ごみ処理機を購入し、補助金の交付を受けた者は、当該電動式生ごみ処理機を適正に維持管理し、ごみ減量のために使用しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第11条 電動式生ごみ処理機を購入し、補助金の交付を受けた者は、当該電動式生ごみ処理機を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

(11) 豊川キエーロ購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各家庭から排出される生ごみの減量の推進及び市内又は県内の木材（以下「地域材」という。）の利用促進による森林資源の保全を図るとともに、障害者の福祉に資するため、市の指定する障害者福祉に関する団体から豊川キエーロを購入する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川キエーロ購入費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において豊川キエーロとは、地域材で制作した土壌混合型生ごみ処理機で、生ごみを土中の微生物の働きによって分解するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 生ごみを減らすことを目的として豊川キエーロを購入した者
- (3) 市が指定する障害者福祉に関する団体から豊川キエーロを購入した者
- (4) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

2 前項第3号の市が指定する障害者福祉に関する団体とは、豊川市社会福祉法人くすの木福祉事業会をいう。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる購入費（以下「補助対象購入費」という。）は、豊川キエーロ本体1基の購入に要する費用とする。

2 補助金の交付の対象とする豊川キエーロの基数は申請者一名につき1基とする。ただし、補助金の交付の対象となった豊川キエーロを購入してから5年を経過したときは、新たに豊川キエーロ本体1基の購入に要する費用を補助対象購入費とすることができる。

3 補助金の額は、補助対象購入費の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10,000円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊川キエーロ購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付し、豊川キエーロを購入した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 豊川キエーロ購入に係る領収書の原本
- (2) 豊川キエーロ設置等実績報告書（様式第2号）
- (3) 同意書兼市税等滞納情報照会書（様式第3号）

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、豊川キエーロ購入費補助金交付決定兼補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を申請者が受領した日から起算して、10日を経過する日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第8条 第6条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに、豊川キエーロ購入費補助金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消したときは、豊川キエーロ購入費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(購入者の義務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る豊川キエーロを適正に維持管理し、生ごみ減量のために使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る豊川キエーロを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(助言)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が豊川キエーロを適正に維持管理し、生ごみ減量を推進することができるよう必要な助言を行うものとする。

(調査)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、豊川キエーロの設置状況及び使用状況等を把握するための調査について協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に購入された豊川キエーロについて適用する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川キエーロ購入費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川キエーロ購入費補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川キエーロ購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に購入された豊川キエーロについて適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に購入された豊川キエーロについて適用する。

(12) 豊川市粗大ごみリユース推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、リユース家具を市民に無償で提供することにより、再使用を促進し、ごみの減量を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リユース家具 粗大ごみ受付センターに搬入された粗大ごみのうち、修理等を必要とせず再使用できる家具類であつて、当該粗大ごみを搬入した者から再使用についての了解を得られたものをいう。
- (2) クラシファイドサイト 不特定多数の利用者が投稿する広告を地域、性質等によって分類して表示するウェブサイトのことをいう。

(募集)

第3条 市長は、リユース家具の無償提供を希望する者を募集しようとするときは、クラシファイドサイトに出品（募集に係るリユース家具に関する品目名、募集期間等を掲載することをいう。以下同じ。）をして募集を実施するものとする。

2 募集期間は、毎月1日（当該1日が豊川市の休日を定める条例（平成2年豊川市条例第31号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から10日までとする。

(提供対象者)

第4条 リユース家具の無償提供を受けることができる者は、市内に居住する者であつて、リユース家具の転売等により利益を得ることを目的とせず、自ら使用することを希望するものとする。

(提供の申込み)

第5条 第3条の規定により出品されたリユース家具の無償提供を受けようとする者は、募集期間中にクラシファイドサイトで申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みは、1回の募集につき、1世帯当たり1点までとする。

(提供の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあつたときは、内容を確認し、募集期間終了後速やかに提供の可否を決定し、クラシファイドサイトで提供の決定を通知するものとする。この場合において、1つのリユース家具に複数の申込みがあるときは、抽選により提供の決定を行うものとする。

(引渡し)

第7条 前条の規定により提供の決定を受けた者（以下「譲受人」という。）へのリユース家具の引渡し場所及び日時は、市長が別に指定するものとする。

2 譲受人は、提供の決定があつた日から10日以内に引渡しを受けなければならない。

3 引渡しを受けたリユース家具の運搬は、譲受人の負担において行わなければならない。

4 譲受人が第2項に規定する期間内に引渡しを受けようとしなないときは、譲受人はリユース家具の提供を受ける権利を失うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(13) ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」貸渡要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民や町内会等に対し、ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」（以下「リサイクル21」という。）を貸渡すことにより、豊川市内の家庭から発生したごみ・資源や町内会の清掃活動で回収したごみ等について、市長の指定する施設への自己搬入を推進するとともに、豊川市内に活動拠点を持つ非営利団体が資源を集める廃品回収活動（以下「有価物回収事業」という。）を推進することを目的とする。

(市長の指定する施設)

第2条 市長の指定する施設（以下「指定施設」という。）は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 粗大ごみ受付センター
- (2) 豊川市一般廃棄物三月田最終処分場
- (3) 豊川市清掃工場
- (4) 豊川市資源化施設
- (5) 豊川市内の家電リサイクル法対象品目指定引取場所
- (6) 前各号に定めるほか、市長が指定する場所

(リサイクル21の使用の範囲)

第3条 リサイクル21は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、使用することができる。

- (1) 市内に住所を有する者が、家庭から発生したごみ又は資源を指定施設に搬入しようとするとき。
- (2) 町内会の代表者又はその指定する者が、町内会の清掃活動により回収したごみを指定施設に搬入しようとするとき。
- (3) 有価物回収事業を行う非営利団体として市の登録を受けた団体が、有価物回収事業を行うとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用地域)

第4条 リサイクル21を使用することができる地域は、豊川市の区域内に限る。

(使用日時)

第5条 リサイクル21を借り受けることができるのは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までのいずれかの時間帯に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、12月31日及び1月1日から同月3日までの日は、リサイクル21を借り受けることはできない。

(貸渡料金)

第6条 リサイクル21の貸渡料金は、別表に定めるとおりとする。

(予約の申込)

第7条 リサイクル21を使用しようとする者（以下「借受人」という。）は、豊川市ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」貸渡約款（以下「貸渡約款」という。）の内容及び前条の貸渡料金の支払に同意したうえで、あらかじめ電話等により、借受開始日時、リサイクル21を運転する者（以下「運転者」という。）の氏名その他市長が指定する事項を明示して予約の申込を行うことができる。

2 前項の予約の申込は、豊川市の休日を定める条例（平成2年豊川市条例第31号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下「市の休日」という。）以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「開庁時間内」という。）に限り行うことができるものとする。

3 借受人が一度に申し込むことのできる予約は、同一世帯又は同一団体につき1回分のみとし、当該予約に関する貸渡契約が終了してからでなければ、次の予約の申込をすることはできない。

(貸渡契約の締結)

第8条 リサイクル21の貸渡契約の締結は、リサイクル21貸渡契約書（貸渡証）（様式第1号）

により行うものとする。この場合において、市長は、様式第1号（その1）を貸渡原票として保管するとともに、様式第1号（その2）をリサイクル21の引渡しに際して借受人に交付する。

2 市長は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転者の運転免許証の提示又はその写しの提出を求めるものとし、借受人はこれに応じなければならない。この場合において、市長に提出された運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

3 借受人は、借受開始日が市の休日以外の日であるときは借受開始日当日に、借受開始日が市の休日であるときは、借受開始日前の市の休日以外の日に、貸渡契約の締結手続きをしなければならない。

4 借受人が一度に締結できる貸渡契約は、同一世帯又は同一団体につき1回分のみとし、当該貸渡契約が終了してからでなければ、次の貸渡契約を締結することはできない。

（貸渡契約の締結の拒絶）

第9条 市長は、借受人又は運転者が貸渡約款第7条各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとする。

（貸渡料金の還付）

第10条 借受人は、貸渡約款第9条第2項ただし書きの手続きをするときは、リサイクル21貸渡契約取消申請書兼還付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、貸渡契約を取り消したときは、借受人にリサイクル21貸渡契約取消通知書（様式第4号）を交付する。

（貸渡料金の減免）

第11条 市長は、借受人が第3条第2号又は第3号に該当する場合その他市長が特別の理由があると認めたときは、貸渡料金を減免することができる。

2 前項の規定により貸渡料金の減免を受けようとする借受人は、リサイクル21貸渡料金減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用後の届出）

第12条 借受人は、リサイクル21を返還する際は、リサイクル21の汚損、損傷又は備品の紛失等（通常の使用による摩耗を除く。）の有無について、リサイクル21使用報告書（様式第2号）を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、リサイクル21の貸出しに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(14) 豊川市ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 豊川市（以下「貸渡人」という。）は本約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「リサイクル21」という。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。
- 2 本約款に定めのない事項については、「豊川市ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」貸渡要綱（以下「要綱」という。）」及び関係法令の規定によるものとする。

第2章 予約

(予約の申込)

- 第2条 借受人は、リサイクル21を借り受けるに当たって、本約款の内容及び別表に定める貸渡料金の額について同意のうえ、要綱第7条に定める方法により、あらかじめ、借受開始日時、リサイクル21を運転する者（以下「運転者」という。）の氏名その他貸渡人が指定する事項（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込を行うことができる。
- 2 貸渡人は、借受人から予約の申込があったときは、保有するリサイクル21の範囲内で予約に応じるものとする。
- 3 貸渡人は、借受人及び運転者に連絡するための携帯電話番号等の連絡先の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとする。

(予約の変更)

- 第3条 借受人は、借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ借受開始時刻までに貸渡人の承認を受けなければならないものとする。

(予約の取消等)

- 第4条 借受人は、借受開始時刻までに貸渡人の承認を得て予約を取り消すことができるものとする。
- 2 貸渡人は、借受人が予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもリサイクル21貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結手続きをしなかったときは、予約を取り消すことができるものとする。
- 3 貸渡人は、貸渡人の責に帰すべき事由又は事故、盗難、不返還、リコール、天災、その他の借受人又は貸渡人のいずれの責にもよらない事由により、予約を受けたリサイクル21を貸し渡すことができなくなったときは、予約を取り消すとともに、借受人に対して速やかにその旨を通知する。

(免責)

- 第5条 貸渡人及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が成立しなかった場合においても、相互に何らの責任も負わないものとする。

第3章 貸渡し

(貸渡契約の締結等)

- 第6条 貸渡人は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転者の運転免許証の提示又はその写しの提出を求めるものとし、借受人はこれに応じなければならない。この場合において、貸渡人に提出された運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- 2 貸渡人は、貸渡契約の締結に際しては、締結前に借受人にこの約款及び要綱により貸渡条件を明示し、借受人はその内容に同意する。
- 3 借受人は、借受開始日が豊川市の休日定める条例第1条第1項各号に定める市の休日（以下「市の休日」という。）以外の日であるときは借受開始日当日に、借受開始日が市の休日であるときは、借受開始日前の市の休日以外の日に、貸渡契約の締結手続きをしなければならない。

(貸渡契約の締結の拒絶)

- 第7条 貸渡人は、借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとする。

- (1) 貸し渡すリサイクル21の運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) チャイルドシートを用いずに6歳未満の幼児を同乗させるとき。
- (5) 豊川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (6) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (7) 過去の貸渡しにおいて、第15条各号に掲げる行為があったとき。
- (8) 過去の貸渡しにおいて、第18条第1項の場合に該当したとき。
- (9) 過去の貸渡しにおいて、貸渡人が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受けたことがあるとき、又は第19条第4項の規定により同項の駐車違反関係費用の請求を受けたにもかかわらず、貸渡人の指定する日までにその全額を支払わなかったことがあるとき。
- (10) 過去の貸渡しにおいて、本約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があるとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、貸渡人が適当ではないと認めたとき。

(貸渡契約の成立)

第8条 貸渡契約は、借受人が貸渡人に貸渡料金を支払い、貸渡人が借受人にリサイクル21を引き渡したときに成立するものとする。

(貸渡料金)

第9条 貸渡料金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 既納の貸渡料金は、還付しない。ただし、借受開始日前の市の休日以外の日に貸渡契約の取消しの手続を行ったときは、還付することができる。

(引渡し)

第10条 リサイクル21の引渡しは、借受開始時刻に豊川市役所の敷地内において行う。

(借受条件の変更)

第11条 借受人は、貸渡契約の締結後に貸渡契約締結時に定めた借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ貸渡人の承認を受けなければならない。

(点検整備)

第12条 貸渡人は、道路運送車両法第47条の2及び第48条の規定に基づき必要な点検及び整備を実施したリサイクル21を貸し渡すものとする。

(貸渡証の交付・携帯等)

第13条 貸渡人は、借受人にリサイクル21を引き渡したときは、リサイクル21貸渡契約書（貸渡証）（借受人控え）（要綱様式第1号（その2）。以下「貸渡証」という。）を借受人又は運転者に交付するものとする。

2 借受人は、リサイクル21の引き渡しを受けてから貸渡人に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、前項の規定により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならない。

3 借受人は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を貸渡人に通知しなければならない。

第4章 使用

(管理責任)

第14条 借受人は、リサイクル21の使用、善良な管理者の注意義務をもってリサイクル21を使用し、保管しなければならない。

(禁止行為)

第15条 借受人又は運転者は、リサイクル21の使用に次の行為をしてはならない。

- (1) 貸渡人の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくリサイクル21を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) リサイクル21を要綱第3条各号に掲げる場合のいずれにも該当しないにもかかわらず使用す

ること、又は第6条第1項に定める貸渡証に記載された運転者及び貸渡人の承諾を得た者以外の者に使用させること。

- (3) リサイクル21を転貸し、又は他に担保の用に供する等貸渡人の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) リサイクル21の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はリサイクル21を改造若しくは改装する等、リサイクル21の原状を変更すること。
- (5) 貸渡人の承諾を受けることなく他車の牽引又は後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してリサイクル21を使用すること。
- (7) 貸渡人の承諾を受けることなくリサイクル21について損害保険に加入すること。
- (8) リサイクル21を豊川市の区域外に持ち出すこと。
- (9) リサイクル21の車内への物品等の放置、リサイクル21の汚損その他貸渡人又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為を行うこと。

第5章 返還

(返還責任)

第16条 借受人は、借受期間満了時まで所定の返還場所においてリサイクル21を貸渡人に返還しなければならない。

- 2 借受人は、借受期間満了時までリサイクル21を返還することができないときは、直ちに貸渡人に報告しなければならない。
- 3 借受人は、リサイクル21を、通常の使用による摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡し時の状態で返還しなければならない。この場合において、リサイクル21を引渡し時の状態に復するために要する費用は、借受人の負担とする。

(返還時の確認等)

第17条 借受人は、リサイクル21の返還に際しては、リサイクル21の汚損、損傷又は備品の紛失等（通常の使用による摩耗を除く。）の有無について要綱第12条の規定により報告書を提出し、貸渡人の確認を受けるとともに、遺留品がないことを確認しなければならない。

- 2 貸渡人は、リサイクル21の返還後においては、遺留品について保管の責を負わない。

(リサイクル21が返還されなかった場合の措置)

第18条 貸渡人は、借受期間満了時から12時間を経過しても借受人がリサイクル21を返還せず、貸渡人の返還請求にも応じないとき、又は借受人若しくは運転者が所在不明である等の理由によりリサイクル21が返還されないことが明らかとなったときは、被害届の提出、刑事告訴の実施等の措置をとるものとする。

- 2 借受人は、前項の規定に該当するときは、第23条の規定により貸渡人に与えた損害について賠償する責任を負うほか、貸渡人がリサイクル21の回収及び借受人又は運転手の探索に要した費用を負担するものとする。

第6章 違法駐車の場合の措置等

第19条 借受人又は運転者がリサイクル21に関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「取扱警察署」という。）に出頭し、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、かつ、当該違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとする。

- 2 前項の場合において、取扱警察署から貸渡人に対し違法駐車について連絡があったときは、貸渡人は借受人又は運転者に報告し、速やかにリサイクル21を所定の場所に移動させ、リサイクル21の返還日時又は貸渡人の指示するときまでに取扱警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示する。この場合において、貸渡人は借受人又は運転者に対し、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の所定の文書（以下「自認書」という。）に署名するよう求めるものとし、借受人又は運転者はこれ

に従うものとする。

- 3 借受人又は運転者は、貸渡人が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意するものとする。
- 4 貸渡人が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、貸渡人が放置違反金を納付した場合、又は借受人の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、貸渡人は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という。）を請求するものとし借受人は、貸渡人の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 5 借受人が、前項の規定に基づき駐車違反関係費用を貸渡人に支払った場合において、借受人又は運転者が後に該駐車違反にかかる反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、貸渡人が放置違反金の還付を受けたときは、貸渡人は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額を借受人に返還するものとする。

第7章 故障・事故・盗難時の措置等

（故障発見時の措置）

第20条 借受人又は運転者は、使用中にリサイクル21の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、貸渡人に報告するとともに、貸渡人の指示に従うものとする。

- 2 借受人は、リサイクル21の異常又は故障が借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるときは、リサイクル21の修理、移動等に要する費用を負担するものとする。
- 3 貸渡人は、リサイクル21の異常又は故障が貸渡前に存した瑕疵又は貸渡人の責に帰すべき事由により生じたものであったときは、貸渡料金を請求しないものとし、又は支払われた貸渡料金を還付するものとする。

（事故発生時）

第21条 借受人又は運転者は、使用中にリサイクル21に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小に関わらず、法令上の措置をとるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 直ちに事故の状況を貸渡人に報告し、指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきリサイクル21の修理を行う場合は、貸渡人が認めた場合を除き、貸渡人の指定する工場で行うこと。
 - (3) 当該事故に関し、貸渡人及び貸渡人が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (4) 当該事故に関し、第三者と示談又は合意をするときは、あらかじめ貸渡人の承諾を得ること。
- 2 借受人は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故の解決に努めるものとする。
 - 3 貸渡人は、借受人のため当該リサイクル21に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

（盗難発生時）

第22条 借受人又は運転者は、使用中にリサイクル21の盗難が発生したときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を貸渡人に報告すること。
- (3) 盗難に関し貸渡人及び貸渡人が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第8章 賠償・補償

（賠償責任）

第23条 借受人又は運転者は、リサイクル21の使用に関し、自己の責に帰すべき事由により第三

者又は貸渡人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 貸渡契約の履行に際して貸渡人の責に帰すべき事由により借受人に損害が生じた場合には、貸渡人に故意又は重大な過失がある場合を除いて、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとする。

(不可抗力事由による免責)

第24条 貸渡人は、借受人の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間満了時までリサイクル21を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとする。

(補償)

第25条 貸渡人は、リサイクル21について締結した損害保険契約（以下「保険契約」という。）により、借受人が負担した第23条第1項の損害賠償責任を次の限度内で補償するものとする。ただし、保険契約の免責事由に該当する場合又は借受人若しくは運転者に本約款への違反がある場合は、この限りでない。

- (1) 対人補償1名につき、限度額無制限（自動車損害賠償責任保険によるものを含む。）
 - (2) 対物補償1事故につき、限度額無制限（免責金額0万円）
 - (3) 車両補償1事故につき、限度額時価額（免責金額0万円）
 - (4) 人身傷害補償1名につき、限度額5,000万円（搭乗者の自動車事故によるケガ（後遺障害を含む。）及び死亡につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償する。損害額は、保険契約に定める基準に従い算出する。）
- 2 保険契約により保険金が支払われない損害及び支払われる保険金の額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とする。

第9章 解除

(貸渡契約の解除)

第26条 貸渡人は、借受人又は運転者がリサイクル21の使用中に本約款に違反したときは、直ちに貸渡契約を解除し、リサイクル21の返還を請求することができる。この場合において、既納の貸渡料金は還付しない。

(不可抗力事由による貸渡の中途終了)

第27条 故障、事故、盗難、天災、その他借受人若しくは貸渡人のいずれの責にもよらない事由によりリサイクル21の使用が不能となった場合には、リサイクル21の使用が不能となった時点で貸渡契約は終了するものとする。この場合において、貸渡人は、貸渡料金の全部又は一部を還付できるものとする。

(借受人の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了)

第28条 リサイクル21の使用において、借受人の責に帰すべき事由によりリサイクル21の使用が不能となった場合には、借受人は当該事由の発生を貸渡人に直ちに報告しなければならない。

- 2 前項の報告がなされた時点で貸渡契約は終了するものとする。この場合において、既納の貸渡料金は還付しない。

第10章 個人情報等

(個人情報の利用の目的)

第29条 貸渡人が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくリサイクル21事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
- (2) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
- (3) 事業への意見等に関するアンケート調査等を実施するため。
- (4) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(ドライブレコーダー)

第30条 借受人及び運転者は、リサイクル21にドライブレコーダーが搭載されており、借受人及び運転者の運転状況が記録されること及び貸渡人が当該記録情報を次に定める目的で利用することに同意するものとする。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- (2) 貸渡契約締結時に定められた借受条件に違反する行為の有無を確認するため。
- (3) リサイクル21の管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。

第11章 雑則

(遅延損害金)

第31条 借受人は、貸渡料金その他の金銭債務の支払を履行しない場合、支払期日の翌日から支払がなされた日までの日数分の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率による遅延損害金とともに、貸渡料金を直ちに支払わなければならない。

(運転者の労務供給の拒否)

第32条 借受人は、貸渡人に対してリサイクル21の運転に係る労務の供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を求めることはできない。

(細則)

第33条 貸渡人は、本約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則は本約款と同等の効力を有するものとする。

2 貸渡人は、別に細則を定めたときは、事業実施場所に掲示するとともに、料金表等にこれを記載するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(合意管轄裁判所)

第34条 本約款及び貸渡契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。

附則

この約款は、許可を受けた日から施行する。

(15) 豊川市あんしん訪問収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される廃棄物及びリサイクルの対象となるもの（以下「ごみ等」という。）を所定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者及び障害者等の世帯に対し、ごみ等の訪問収集を行うこと（以下「訪問収集」という。）により、ごみ等の排出の負担を軽減するとともに、あんしんして日常生活を続けることができるよう支援することを目的とする。

(対象世帯)

第2条 訪問収集の対象となる世帯は、市内に住所を有する世帯で次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自力でごみ等を排出することが困難であるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者で65歳以上の一人暮らしの世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯
- (4) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯
- (5) 傷害等により一時的にごみ出しができなくなった一人暮らしの世帯
- (6) その他市長が特に必要と認める世帯

(申請)

第3条 訪問収集を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あんしん訪問収集申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、障害等により自ら申請することができない者については、その親族、介護に関わる者等により申請することができる。

(決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、調査及び審査を行い、その可否をあんしん訪問収集決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(収集するごみ等の種類)

第5条 訪問収集により収集するごみ等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ
- (3) 資源（紙類、ビン類、古着、ペットボトル、白色トレイ及び金属・カン類）
- (4) 危険ごみ（使用済み乾電池、スプレー缶及び蛍光管等）
- (5) 粗大ごみ
- (6) その他市長が特に認めるもの

(ごみ等の収集及び排出方法)

第6条 訪問収集によるごみ等の収集及び排出方法は、次のとおりとする。

- (1) 収集日は、原則として市の指定した日とする。
- (2) 収集場所は、訪問収集を利用する者（以下「利用者」という。）の玄関の前等とする。
- (3) 可燃ごみ及び不燃ごみは、それぞれ市の指定した袋に入れて排出する。
- (4) 資源のうち紙類は、品目別にまとめて、ひもで縛って排出する。
- (5) 資源のうち紙類以外のもの及び危険ごみは、任意の袋に入れてまとめて排出する。

(安否の確認等)

第7条 市は、訪問収集日において、収集場所にごみ等の排出がない場合は、利用者等に連絡を取るとともに、必要に応じ関係機関に情報の提供を行うものとする。

(訪問収集の一時停止)

第8条 利用者は、入院、旅行その他の理由により、ごみ等の排出を一時停止するときは、あらかじめ電話等により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、届出に係る期間の訪問収集を一時停止する。

(利用者の報告義務)

第9条 利用者は、第2条に規定する要件を満たさなくなったときは、直ちに電話等により市長に届け出なければならない。

(現況調査)

第10条 市は、必要があると認めるときは、利用者の現況について調査することができる。

(訪問収集の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、訪問収集を中止するものとする。

- (1) 利用者から中止の届出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 分別方法を守らない等利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他訪問収集を継続することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、訪問収集を中止するときは、あんしん訪問収集中止決定通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、訪問収集の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

16) 豊川市町内会管理ごみ・資源集積場設置及び管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市内の集合住宅以外の可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ及び資源の集積場（以下「ステーション」という。）の設置、管理方法について基準を定めることにより、健康的で清潔な環境と収集作業における安全性を確保することを目的とする。

(ステーションの種類)

第2条 豊川地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみ（危険ごみを含む）ステーション
- (3) 資源ステーション
- (4) 上記(1)～(3)を組み合わせたステーション

2 一宮地区、音羽地区、御津地区及び小坂井地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみステーション
- (3) 危険ごみステーション
- (4) 資源ステーション
- (5) 上記(1)～(4)を組み合わせたステーション

(ステーションの設置等)

第3条 町内会は、ステーションを設置し、又は移動しようとするときは、設置場所付近見取図を添付の上、ごみ・資源ステーション設置等事前協議書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市は、町内会から前項の協議書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、ステーションの設置基準によりその適否を判断し、設置の決定を行うものとする。

3 町内会は、ステーションを廃止しようとするときは、当該ステーション付近見取図を添付の上、速やかにごみ・資源ステーション廃止届（様式第2号。以下「廃止届」という。）を市に提出するものとする。

4 市は、町内会から前項の廃止届の提出があったときは、理由にかかわらず廃止するものとする。

5 第2項及び前項に規定する場合に関わらず、地域の状況の変化により、交通量の増加など収集作業に危険を生ずるおそれのある場合又は戸数増減、ステーションの排出マナーの悪化が認められる場合は、市は、地元町内会と協議の上、ステーションの移動、分割、変更又は廃止を行うものとする。

(ステーションの管理)

第4条 ごみ及び資源は、市で収集作業を行うまでの間は、設置した町内会において、衛生の保持及び散乱の防止に努めるものとする。

2 市は、分別の不良、ごみの散乱、排出マナーの低下が認められた場合は、町内会に改善を求め、協力して問題の解決を図るものとする。

(ステーション設置の基準)

第5条 ステーションは、収集車の大きさ、道路幅、交通量、収集効率、労働災害の防止等の観点から次の基準を満たす場合に設置を認めるものとする。

- (1) 幹線道路以外の公道に面した、収集車が通行可能で、かつ収集作業のために安全に一時停車することが可能な場所であること。
- (2) 住宅又は居住戸数おおよそ20戸に1箇所となるものであること。ただし、住居の分散、配置状況により、この基準によることが適当でないと認められるときはこの限りでない。
- (3) 危険ごみについては、危険ごみ回収かご、資源については缶・びん回収かご、ペットボトル回収ネット及び白色トレイ回収ネットを、歩行者等の交通の妨げにならないように置くことができるスペースを有すること。

- (4) 資源回収資材（資源の回収に使用するかご及びネットをいう。）の配布日及び可燃ごみ回収日が同一となる次の表に掲げる小学校区については、ステーションのスペースを考慮したものとすること。

小学校区	資源回収資材配布日及び可燃ごみ回収日
桜町、代田、三蔵子、千両小学校区	月曜日
御油、国府、八南、平尾小学校区	木曜日
一宮東部・西部・南部小学校区	火曜日
赤坂、長沢、萩小学校区	火曜日
御津北部・南部小学校区	火曜日

- (5) 町内会が地権者や近隣住民からステーション設置等に関する承諾を得ていること。
- (6) 横断歩道のある交差点の場合、交差点の歩道手前から12m（＝5m＋ごみ収集車長さ7m）以上（横断歩道がない場合は、停止線の位置から12m以上）離れた位置であること。
- (7) 収集車の停車位置の反対側（進行方向右側）をステーションとしないこと。
- (8) 道路沿いに設ける場合は、収集車が、支障なく通行、停車ができる道幅を有する道路沿いであること。
- 注）ごみ収集車 幅2.4m 長さ7m 高さ3.2m
- (9) 道路幅員は、原則として収集車停車時に、反対側を自動車が通過可能な幅員を有すること（4m以上可、3.5m未満は不可、3.5m以上4m未満は現地の状況による）。ただし、停車時に他の車が迂回できない道幅の道路沿いには、ステーションは設置しない。
- (10) 行き止まりの場所又は収集車がバックする際に後方の安全確認が困難な場所でないこと。
- (11) 新設の場合は、国道、南大通、姫街道などの交通量の多い幹線道路沿いでないこと。
- (12) 20戸未満の一団の建売住宅敷地内のコの字型道路沿いでないこと。
- (13) ステーションは、市内に設置すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項第6号から第12号までの規定に該当することによりステーションを設置することができないこととした場合において、当該地域の居住者のごみ出しが困難となるおそれ又は周辺のステーションに支障が生じるおそれがあると認められるときは、市は、町内会と協議の上、その位置を認めることができる。

（表示看板の設置）

第6条 市は、ステーションが新たに設置された場合において、町内会から申し出があったときは、その種類に応じて収集日等の表示看板を配布するものとし、その設置及び管理については町内会が行うものとする。

（ごみ排出者の協力義務）

第7条 すべてのごみ・資源の排出者は、ステーション管理者に協力し、ステーションの美観の保持、指定ごみ袋の使用、排出時間の厳守に努めなければならないものとする。

（アパート等居住者の町内会管理ステーションの利用）

第8条 アパート、マンションその他集合住宅で豊川市集合住宅ごみ・資源集積場所設置及び管理要綱の定める基準未満で専用のステーションを設けず、付近の町内会管理のステーションを利用しようとする場合の利用のルールは、次の各号のとおりとする。

- (1) アパート等の管理者は、事前に地元町内会の了解を得ること。
- (2) ごみ・資源の排出ルールを遵守（収集日、排出時間、分別）すること。
- (3) ステーションの清潔の維持のため地元への協力を行うこと。
- (4) アパート等の管理者は、居住者のごみ・資源の排出マナーの向上についての責任を持ち、町内会や市の指導に対する協力を行うこと。

- 2 アパート等居住者の町内会管理ステーションの利用マナーが悪化し、改善が認められない場合は、町内会はその旨を市に伝え、市は、アパート等の管理者に改善を求めるものとする。

(ごみ・資源の排出ルール)

第9条 ごみ・資源は次の排出ルールにより、適切に分別し、排出しなければならない。

- (1) 可燃ごみ 赤色の指定ごみ袋（スーパー、コンビニ等で販売）に入れること。
- (2) 不燃ごみ 透明の指定ごみ袋（スーパー、コンビニ等で販売）に入れること。
- (3) 危険ごみ 収集日に危険ごみ専用のコンテナに入れること。
- (4) 資 源 種類に応じてかご、ネットに入れること。古紙は種類ごとに結束、古着及びタオル類は中身の見えるビニール袋に入れること。
- (5) 排出時間 収集日の日の出から午前8時30分までの間とする。

2 前項に定めるほか、分別・排出マナーは「資源と家庭ごみの分け方出し方ルール（資源と家庭ごみ収集カレンダー）」等によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(17) 豊川市集合住宅ごみ・資源集積場設置及び管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市建築開発事業等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に定める他、アパート、マンション、集合住宅及び一団の宅地分譲地（以下「アパート等」という。）に設置する可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ及び資源の集積場（以下「ステーション」という。）の設置及び管理方法について基準を定めることにより、健康的で清潔な環境と収集作業における安全性を確保することを目的とする。

(ステーションの種類)

第2条 豊川地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみ（危険ごみを含む。）ステーション
- (3) 資源ステーション
- (4) 上記(1)～(3)を組み合わせたステーション

2 一宮地区、音羽地区、御津地区及び小坂井地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみステーション
- (3) 危険ごみステーション
- (4) 資源ステーション
- (5) 上記(1)～(4)を組み合わせたステーション

(ステーションの設置等)

第3条 アパート等の管理者等（以下「管理者等」という。）は、専用のステーションを設置し、又は移動しようとするときは、設置場所付近見取図を添付の上、ごみ・資源ステーション設置等事前協議書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市は、管理者等から前項の協議書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、次の基準を満たすアパート等について、ステーションの設置基準によりその適否を判断し、設置の決定を行うものとする。

- (1) 指導要綱に該当するもの
- (2) 10戸以上20戸未満の居住者を有するもののうち、市が設置の必要があると認めるもの
- (3) 10戸未満の居住者を有するもののうち、立地及び直近のステーションとの距離等の条件により、市が特に設置の必要があると認めるもの

3 前項第2号及び第3号の基準に該当するステーションについては、そのステーションの種類は、町内会管理ステーションを利用できない種類のステーションに限るものとする。

4 管理者等は、ステーションを廃止しようとするときは、当該ステーション付近見取図を添付の上、速やかにごみ・資源ステーション廃止届（様式第2号。以下「廃止届」という。）を市に提出するものとする。

5 市は、管理者等から前項の廃止届の提出があったときは、理由にかかわらず廃止するものとする。

(ステーションの管理)

第4条 ごみ及び資源は、市で収集作業を行うまでの間は、設置した管理者等において、衛生の保持及び散乱の防止に努めるものとする。

2 アパート等のステーションの利用マナーが悪化した場合は、市は、管理者等に改善を求めるものとする。

(ステーション設置の基準)

第5条 ステーションは、収集車の大きさ、道路幅、交通量、収集効率及び労働災害の防止の観点から次の基準を満たす場合に設置を認めるものとする。

- (1) 幹線道路以外の公道に面した、収集車が通行可能で、かつ収集作業のために安全に一時停車することが可能な場所であること。
- (2) 危険ごみについては危険ごみ回収かご、資源については缶・びん回収かご、ペットボトル回収ネット及び白色トレイ回収ネットを、歩行者等の交通の妨げにならないように置くことができるスペースを有すること。
- (3) 資源回収資材（資源の回収に使用するかご及びネットをいう。）の配布日及び可燃ごみの回収日が同一となる次の表に掲げる小学校区については、ステーションのスペースを考慮したものとする。

小学校区	資源回収資材配布日及び可燃ごみ回収日
桜町、代田、三蔵子、千両小学校区	月曜日
御油、国府、八南、平尾小学校区	木曜日
一宮東部・西部・南部小学校区	火曜日
赤坂、長沢、萩小学校区	火曜日
御津北部・南部小学校区	火曜日

- (4) 管理者等が地権者や近隣住民からステーション設置等に関する承諾を得ていること。
- (5) 横断歩道のある交差点の場合、交差点の歩道手前から1.2m（＝5m＋ごみ収集車長さ7m）以上（横断歩道がない場合は、停止線の位置から1.2m以上）離れた位置であること。
- (6) 収集車の停車位置の反対側（進行方向右側）をステーションとしないこと。
- (7) 収集車が支障なく通行又は停車できる道幅を有する公道に面していること。

注）ごみ収集車 幅2.4m 長さ7m 高さ3.2m

- (8) 道路幅員は、原則収集車停車時に、反対側を自動車が通過可能な幅員を有すること（4m以上可、3.5m未満は不可、3.5m以上4m未満は現地の状況による）。ただし、停車時に他の車が迂回できない道幅の道路沿いには、設置しない。
- (9) 行き止まりの場所又は収集車がバックする際に後方の安全確認が困難な場所でないこと。
- (10) 新設の場合は、国道、南大通、姫街道などの交通量の多い幹線道路沿いでないこと。
- (11) ステーションの構造等について、次の基準を満たしていること。

ア 面積が20戸あたり概ね、幅3.4m 奥行き1.8m以上であること

注）10戸～15戸未満 幅2m 奥行き1m

15戸～20戸未満 幅3m 奥行き1.5m

20戸～25戸未満 幅3.4m 奥行き1.8m

25戸以上 上記を戸数に応じて2箇所以上

イ 道路高と同一平面とし、他の区画とはコンクリートブロック2段積み程度で区分すること。

ウ 原則として扉、塀、門扉などを設けないこと。ただし、美観の保持、鳥獣によるごみの散乱防止等が必要であると認められるときは、ゲージ型又はボックス型の設置を認めるものとする。この場合は、設置前に市に形式についての協議を書面で行うこと。

エ 収集のための開口部は、必ず公道側に面していること。

オ 立地条件により、公道に面して開口部を設けることができない場合は、ごみ収集車が安全に道路から待避、転回、停車して作業できる停車スペースを設けること。

- (12) アパート等の敷地内にステーションを設けるときは、下水マンホール蓋、浄化槽マンホール蓋などを乗り越え収集作業を実施しなければならない箇所に、ステーションを設置しないこと。
- (13) ステーションは、市内に設置すること。

2 前項の規定にかかわらず、前項第5号から第10号までの規定に該当することによりステーションを設置することができないこととした場合において、当該アパート等の居住者（以下「居住者」という。）のごみ出しが困難となるおそれ又は周辺のステーションに支障が生じるおそれがあると認められるときは、市は、管理者等と協議の上、その設置を認めることができる。

3 本条の基準によらず設けられたステーションについては、市は、収集の義務を負わないものとする。

4 居住者が、町内会管理ステーションを利用する場合のルールは、「豊川市町内会管理ごみ・資源集積場設置及び管理要綱第8条」の規定によるものとする。

(表示看板の設置)

第6条 市は、ステーションが新たに設置された場合において、管理者等から申し出があったときは、その種類に応じて収集日等の表示看板を配布するものとし、その設置及び管理については管理者等が行うものとする。

(居住者及び管理者等の協力義務)

第7条 居住者及び管理者等は、次の各号に定めるルールにより、協力してアパート等のステーションの美観の保持に努めなければならない。

- (1) ごみ・資源の排出ルールを遵守（収集日、排出時間及び分別）すること。
- (2) ステーションの清潔の維持を、居住者自ら実施すること。
- (3) 管理者等は、居住者のごみ・資源の排出マナーの向上についての責任を持ち、市の指導に対する協力を行うこと。
- (4) 管理者等は、入居者に、「資源と家庭ごみの分け方・出し方ルール（資源と家庭ごみ収集カレンダー）」等を配布すること。

(ごみ・資源の排出ルール)

第8条 ごみ・資源は、次の排出ルールにより、適切に分別し、排出しなければならない。

- (1) 可燃ごみ 赤色の指定ごみ袋（スーパー、コンビニ等で販売）に入れること。
- (2) 不燃ごみ 透明の指定ごみ袋（スーパー、コンビニ等で販売）に入れること。
- (3) 危険ごみ 収集日に危険ごみ専用のかごに入れること。
- (4) 資源 種類に応じてかご、ネットに入れること。古紙は種類ごとに結束、古着及びタオル類は中身の見えるビニール袋に入れること。
- (5) 排出時間 収集日の日の出から午前8時30分までの間とする。

2 前項に定めるほか、分別・排出マナーは「資源と家庭ごみの分け方・出し方ルール（資源と家庭ごみ収集カレンダー）」等によるものとする。

(ステーション用地の寄附又は帰属)

第9条 アパート等の開発者（以下「開発者」という。）が、ステーションとして使用する用地（以下「用地」という。）の市への寄附又は帰属を申し出る場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 寄附又は帰属の対象は、土地のみとする。
- (2) 土地には、質権、抵当権その他の権利が設定されていないこと。
- (3) ステーションは、開発者、管理者等及び居住者で適正に管理し、清潔の保持に努めること。
- (4) 用地上の囲い等の工作物の設置及び維持管理に係る費用は、開発者、管理者等及び居住者で協議し、いずれかの負担とすること。
- (5) 開発者及び管理者等は、居住者に対し、ステーションの清掃など維持管理に必要となる作業を自ら実施しなければならないことを、十分に説明すること。
- (6) 前2号に掲げる事項を、売買契約書、賃貸借契約書等の書面で入居者に明示すること。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

豊川市の清掃事業

編集・発行 令和7年3月

豊川市産業環境部清掃事業課

〒442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

TEL(0533)89-2166 FAX(0533)89-2197

E-mail:seiso@city.toyokawa.lg.jp

※ この冊子は、再生紙を使用しています。